

個人の為替差損益に対する 所得税の課税に関する考察

—所得税法に規定する場合の論点を中心として—

田名後 正範

（税務大学校）
（研究部教授）

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

現行所得税法において、暗号資産の譲渡による所得については事業所得又は雑所得に該当することを前提として、その所得に係る原価の計算方法も法定されたが、外貨の取引に係る為替差損益に対する所得税の課税については換算方法のみが法定されているところである。

このような状況の中で、為替差損益に対する所得税の課税において、

- ① 為替差損益は雑所得として実務上取り扱われているが、譲渡所得に該当するのではないかという所得区分の問題
- ② 外貨（例えばドル）を他の外貨（例えばユーロ）などの別の資産に換えた場合に（円転せざるもの）為替差損益が実現し、収入計上すべきとして実務上取り扱われているが、これは適切かという課税時期の問題
- ③ 外貨の取得原価の計算方法

などにつき、裁判で争われる例もあり、法令上の手当てを行うべきとの論説も見受けられるところである。

そこで、為替差損益に対する現行の所得税の課税関係の整理・評価を行った上で、為替差損益に対する課税を所得税法に規定する案（改正案）についての提言を行うこととする。

なお、本稿では、課税上の議論があり、裁判でも争われている投資目的の外貨での運用（外貨預金）などにより発生する為替差損益に対する課税を中心に、外貨による外国に所在する不動産の取得により発生する為替差損益に対する課税についても、検討を行うこととする。

2 研究の概要

（1）検討の前提となる概念の整理

イ 為替差損益の基となる資産である外貨の性質

為替差損益の基となる資産である外貨は、価値尺度であり、支払手

段として用いられ、それ自体の価値の変動を観念できないという「金銭」的な性格と、我が国では必ずしも強制通用力はなく、円貨や他の外貨との関係では為替レートの変動により獲得できる円貨や他の外貨の額が変動するなど「物」的な性格を有するため、外貨を「金銭」なのか「物」なのかを画一的に決定することは困難である。

これを踏まえると、外貨が金銭的性格と物的性格を有することを踏まえて、為替差損益の所得区分及び課税時期を検討する必要があると考える。

□ 為替差損益の発生原因となる外国為替相場の変動要因

為替差損益の発生原因となる外国為替相場の変動要因につき、国際金融論という経済学的な観点から主流とされるアセット・アプローチによると、各通貨建資産の予想收益率、つまり、各国通貨の金利が為替相場の決定に重要な役割を果たすとされている。また、アセット・アプローチによると、為替差損益は、ある通貨と他の通貨との金利差を埋めるものであることから、利子に類似するものであるとの位置づけを与えることも可能であると考えられる。

(2) 現行の所得税法の規定の整理

何かと外貨と比較されることの多い株式と暗号資産を含めて現行の所得税法の規定を整理すると、課税時期及び所得区分についてはいずれも規定がなく、取得原価の計算方法については、株式及び暗号資産については規定があり、かつ、所得税法が該当すると考えている（予定している）所得区分に応じて規定がなされているものと考えられる。

(3) 裁判例の整理・分析

イ 東京地方裁判所令和 5 年 3 月 9 日判決（主に為替差損益の所得区分が争いとなった事件）

(イ) 裁判所の判断

裁判所は、以下の理由を示し、為替差損益は譲渡所得には該当せず、雑所得に該当する旨判示した。

- A 謹度所得とは、ある資産の所有期間中に生じた増加益を清算して課税する趣旨のものである以上、謹度所得の課税対象となる資産とは、その価値の増加益を観念できるものを指すものというべきである。
- B 貨幣とは、商品の価値尺度や交換手段として社会に流通するものを指すところ、その性質に照らせば、貨幣自体の価値の増加又は減少を観念することはできない（これは円貨であるか、外貨であるかを問わず妥当する）ものというべきである。
- C 為替差損益、すなわち外貨と円貨の交換により生じた損益も、当該外貨自体の価値の増減によるものではないこととなるから、外貨は謹度所得の対象となる資産には該当せず、他の類型の所得にも該当しないため雑所得に区分されることとなる。

(a) 裁判例の評価・分析

本判決の結論には、賛成である。また、本判決は、現行の課税実務を肯定したものであると考えられる。

□ 東京地方裁判所令和 4 年 8 月 31 日判決（主に外国通貨によって他の外国通貨又は有価証券を取得する場合の課税時期が争いとなった事件）

(i) 裁判所の判断

裁判所は、為替差損益を「収入すべき金額」として認識することができるかについて、次のとおり、判示した。

本件各取引前までに保有していた外国通貨（A）の為替変動リスクに影響されることのない他の種類の外国通貨（B）又は有価証券を取得することができる権利の確定により、それまでの保有資産のうち上記取得に要した外国通貨（A）の占めていた部分が、新たに保有することになった他の種類の外国通貨（B）又は有価証券に置き換わり、それ以降、外国通貨（A）の為替変動リスクによってその円換算額が影響されない価値として保有されることが確定することになる。

そうすると、同権利の確定によって、外国通貨（A）の為替変動リ

スクを負っていた間の円換算額の増減分の価値、すなわち、同取引時点における為替レートによる当該他の種類の外国通貨（B）又は有価証券の取得価額の円換算額から、その取得のために要した外国通貨（A）の取得価額の円換算額を控除した差額に相当する経済的価値の流入又は流出（収入又は損失）が生ずることになるといえるところ、これは、本件各取引に係る為替差損益にほかならないから、本件各取引に係る為替差損益について、その収入の原因となる権利が確定するのは、本件各取引の時点であるということができる。

（四）裁判例の評価・分析

本判決の結論には、賛成である。また、本判決は、現行の課税実務を肯定したものであると考えられる。

ハ 東京地方裁判所令和 7 年 2 月 5 日判決（主に外国通貨によって外国の不動産を取得する場合の課税時期が争いとなった事件）

（イ）裁判所の判断

裁判所は、為替差損益が発生し、実現したといえるかについて、次のとおり、判示した。

外貨につき為替差益が生じている状態において当該外貨を用いて不動産等の資産を購入した場合、すなわち、当該資産の取得等のために払い出された外貨の払出時における円換算額から当該外貨の取得時の円換算額を控除した差額が正である場合には、当該外貨が当該資産に置き換わったことにより、当該為替差益に相当する経済的価値が確定し、所得として実現したといえる。仮に当該資産の購入時に当該外貨を新たに取得して（すなわち、その時点で円を当該外貨に両替して）当該資産を購入する場合には、当該為替差益を含む金額の円が必要となるのであり、当該外貨は当該為替差益分を含む経済的価値を有し、その価値によって当該資産を購入したと認められることからも、上記のように、当該為替差益に相当する経済的価値が確定し、所得として実現したということができる。したがって、当該為替差益は、「收

入すべき金額」に該当する。

(四) 裁判例の評価・分析

本判決の結論には、賛成である。また、本判決は、現行の課税実務を肯定したものであると考えられる。

(4) アメリカにおける課税の整理

アメリカでは為替差損益の性質について、利子としての性質やキャピタル・ゲインとしての性質があるとの議論が行われ、特に法制化の前段階においては、利子等価アプローチを中心に議論がなされ、最終的には、利子としての性質があるものとして、通常所得として課税されているという点は、重要であると考える。

(5) 為替差損益に対する課税関係の整理

イ 為替差損益の所得該当性

所得税法上の課税すべき所得とは、各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値、すなわち経済的利得であると観念すると、為替差損益はある外貨を円貨若しくは別の外貨又は別の資産に換えることにより、新たに円貨若しくは別の外貨又は別の資産という経済的価値を取得することから、所得税法の規定により課税すべき所得に該当すると考えられる。

ロ 為替差損益は収入か、それとも所得か

次の理由から、収入金額となるものは「外貨」(物)の流入であり、為替差損益は「所得の金額」になるものと考える。

(イ) 外貨(例えばドル)を他の外貨(例えばユーロ)に換える取引は、「交換」に類似するものと考えられ、その取引により、他の外国通貨(ユーロ)を取得することとなることから、「収入金額」を「経済的価値の流入」であると考えると、他の外国通貨(ユーロ)を取得することは、まさしく、ユーロという経済的価値の流入であると考えられる上、収入すべきことが確定する権利は、他の外国通貨(ユーロ)を取得する権利であると考えられ、為替差損益ではないと考えられる。

(ロ) 所得税法 36 条 1 項が「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」と規定し、「物」を先に観念し、経済的利益は「物」又は「権利」以外のものを規定していると考えられることからも、外国通貨の物的性格を重視して「金銭以外の物」に該当すると考える方が条文の規定と整合的である。さらに、所得税法が、あえて収入金額と必要経費との差額をもって所得の金額と規定していることとも整合的である。

ハ 為替差損益の所得区分

上記（3）イの裁判所が判断した理由である①外貨は価値尺度たる貨幣であるから価値の増減を観念できず、②為替差損益は外貨自身の価値の増減ではなく、外貨は譲渡所得の対象となる資産に該当しないとの理由により、為替差損益は、譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものと考える。

しかしながら、上記の理由では学説からの理解を得られていないと考えられることから、為替差損益が譲渡所得には該当せず、雑所得に該当する理由の補充を試みると、①外貨は「資産」に該当する、②外貨の交換は「譲渡」にも該当する、しかしながら、③資産である外貨の交換による為替差損益は、「(資産の譲渡)による所得」、資産の譲渡による値上がり益には該当しないため、為替差損益は譲渡所得には該当しないものと考える。

また、為替差損益は、外貨の金銭的性格に着目すると、外貨は価値尺度たる貨幣であるから、一定期間の蓄積による価値の増減を観念できず、また、外貨と円貨との相対的な換算レートの変動により、つまり、外貨の価値の増加か、円の価値の減少かのいずれか又は両方によって生じるものである。

さらに、あくまでも、為替差損益の基となる為替レートの変動は、主に外貨と円との金利差によるものであることから、外貨又は円の金利の変動により生ずるものであり、その性格は金利（利子）の代替であり、利子に類似するものであるとも考えられる。

ニ 為替差損益の課税時期

為替差損益の課税時期につき、問題となっているのは、外貨を円転せずに他の外貨や有価証券などの他の資産に換えた場合に、元々有していた外貨の為替差損益が実現したとして課税すべきか否かである。

ドルをユーロに換えた場合において、取得したユーロには経済的価値があり、外部から流入していることから収入すべき対象（所得税の課税対象）はユーロである。よって、その収入の原因となる権利はユーロを取得する権利であることから、所得税法 36 条の権利確定主義により、ドルをユーロに換える取引を発注し、ドルを引き渡した時点でユーロを取得する権利は確定するものと考えられる。つまり、新たな経済的価値を持ったユーロが外部から流入したことにより、所得税法 36 条の収入すべき金額として実現したものと考えられる。

ホ 為替差損益の計算における取得原価の計算方法

為替差損益の計算における取得原価の計算方法については、「総平均法に準ずる方法」によって算定するのが合理的であると考えられる。

また、外貨を贈与又は相続により取得した場合など、自国通貨から外貨に変わった場合に、取得原価を当初取得時の価額により計算するべきか否かという問題は、所得税法に何らの規定もない中で、論点になるものと考えられる。

（6）為替差損益に関する所得税法の改正案の提言

イ 為替差損益の所得区分

為替差損益についても、暗号資産と同様に、取得原価の規定の中で考えられる所得区分を規定することで、十分なのではないかと考える。

ロ 為替差損益の課税時期

為替差損益は、裁判における結論を経て課税時期を明確化したリストリクトedd・ストック（報酬として交付された譲渡制限付株式は、譲渡制限解除時に課税）に近い状況にあるものと考えられることから、リス

トリクテッド・ストック並びで、明確化のために法制上の措置を行うことが考えられる。

ハ 為替差損益の計算における取得原価の計算方法

為替差損益の計算における外貨の取得原価の計算方法を総平均法に準ずる方法で計算することを法令に規定し、その中で、該当すると考えられる所得区分（事業所得又は雑所得）も併せて法令に規定することが適当であると考えられる。

また、自国通貨が外貨に変わった場合の外貨の取得原価の計算方法も法令に規定する必要があると考えられる。

3 結論

本稿では、為替差損益に係る①所得区分の問題、②課税時期の問題及び③取得原価の計算方法の問題の 3 点について、所得税等における法令の規定に整合しているかどうかの検討を行ったところ、整合していると評価できるとの結論が得られた。

よって、為替差損益に対する所得税の課税について、所得税法等に規定する必要性や緊急性は必ずしも高いとまでは言えない。

しかしながら、法令上の手当てを行うべきとの論説も見受けられることも踏まえ、上記 2 (6) のとおり、個別に法令に規定する際の案を提示した。

また、これらをまとめて規定する案も提示するとともに、将来は、金融所得課税の一体化の対象とすることも提言した。

目 次

はじめに	15
第 1 章 検討の前提となる用語の意義等の整理	17
第 1 節 金銭の意義	17
第 2 節 外貨の意義・性質	18
1 金錢的性格	19
2 物的性格	19
第 3 節 通貨交換取引の意義	20
第 4 節 外国為替相場の変動要因	20
第 5 節 外国為替相場の決定理論及び為替差損益の性質	21
1 アセット・アプローチへの変化	21
2 アセット・アプローチによる金利と為替相場の関係	21
3 為替差損益は利子に類似すること	22
第 6 節 小括	23
1 為替差損益の基因となる資産である外貨の性質	23
2 為替差損益の発生原因となる外国為替相場の変動要因	24
第 2 章 現行の所得税法の規定の整理	25
第 1 節 株式	25
1 所得区分	25
2 課税時期	25
3 取得原価の計算方法	26
第 2 節 外貨	26
1 沿革	26
2 換算方法	26
3 所得区分	27
4 課税時期	27
5 取得原価の計算方法	28

第3節 暗号資産	29
1 所得区分	29
2 課税時期	29
3 取得原価の計算方法	30
第4節 小括	30
第3章 裁判例の整理・分析	31
第1節 東京地方裁判所令和5年3月9日判決	31
1 事案の概要	31
2 争点（本稿関係部分）	31
3 裁判所の判断	31
4 本判決に関する判例評釈	33
5 小括（筆者の評価・分析）	34
第2節 東京地方裁判所令和4年8月31日判決	35
1 事案の概要	35
2 争点（本稿関係部分）	36
3 裁判所の判断	36
4 本判決に関する判例評釈	37
5 小括（筆者の評価・分析）	41
第3節 東京地方裁判所令和7年2月5日判決	42
1 事案の概要	42
2 争点	43
3 裁判所の判断	43
4 小括（筆者の評価・分析）	44
第4章 アメリカの為替差損益に対する課税	45
第1節 アメリカにおける為替差損益の性質の考え方	45
1 1986年改正に至る経緯	45
2 1980年財務省討議草案	46

3 内国歳入法典	47
4 個別通達	48
第2節 アメリカにおける為替差損益の課税関係	48
1 988条取引	48
2 為替差損益（外貨損益）の計算方法	48
3 為替差損益（外貨損益）の所得区分	49
4 為替差損益（外貨損益）の実現	49
第3節 小括	50
第5章 為替差損益に対する課税の整理・評価	51
第1節 為替差損益は課税すべき所得か否か	51
第2節 為替差損益は収入か、それとも、所得か	52
1 現行課税実務等の整理	52
2 筆者の考え方（私見）	53
第3節 為替差損益の所得区分	56
1 国会での議論の整理	56
2 学説の整理	57
3 裁判例の整理	60
4 上記1から3までを踏まえた筆者の評価・私見	60
第4節 為替差損益の課税時期	63
1 現行の取扱いの概要	63
2 筆者の評価・私見	64
第5節 為替差損益の計算における取得原価の計算方法	71
1 現行の取扱いの概要	71
2 筆者の評価・私見	71
第6章 為替差損益の課税に関する改正案の提言	73
第1節 為替差損益の所得区分	73
1 基本的な考え方	73
2 現行法における所得区分に関する規定の整理	73

3 改正案の提言	74
第 2 節 為替差損益の課税時期	76
1 基本的な考え方	76
2 現行法における課税時期に関する規定の整理	76
3 改正案の提言	78
第 3 節 為替差損益の計算における取得原価の計算方法	79
1 基本的な考え方	79
2 自国通貨が外貨に変わった場合の取得原価の計算方法の考え方	79
3 自国通貨が外貨に変わった場合の取得原価の計算方法の整理	80
4 改正案の提言	82
第 4 節 所得区分等を包括的に規定する案	83
第 5 節 将来的な為替差損益の課税方法	84
おわりに	86

はじめに

平成 18 年度税制改正により個人が外貨建取引を行った場合の換算規定（所得税法 57 条の 3）が法定され、他方、令和元年度税制改正により暗号資産の譲渡原価等の計算方法及びその評価方法（所得税法 48 条の 2）が法定された。これにより、現行所得税法において、暗号資産の譲渡による所得については事業所得又は雑所得に該当することを前提として、その所得に係る原価の計算方法も法定されたが、外国の通貨（以下「外貨」という。）の取引に係る為替差損益に対する所得税の課税については換算方法のみが法定されているところである。

近年、家計の金融資産では、外貨建資産が増え、令和 5 年 9 月末時点で海外の株式や債券、投資信託などの残高が 74 兆円と過去最大となつた⁽¹⁾。

また、この数年は円安傾向にあり、複数回にわたる取引、特に高額の外貨の取引を行うと、多額の為替差損益が生じるケースも多くなっているものと考えられる。

このような状況の中で、為替差損益に対する所得税の課税において、

- ① 為替差損益は雑所得として実務上取り扱われているが、譲渡所得に該当するのではないかという所得区分の問題
- ② 外貨（例えばドル）を他の外貨（例えばユーロ）など別の資産に換えた場合に、円転せざるとも、為替差損益が実現し、収入計上すべきとして実務上取り扱われているが、これは適切かという課税時期の問題
- ③ 外貨の取得原価の計算方法

などにつき、裁判で争われる例もあり、法令上の手当てを行うべきとの論説も見受けられるところである。

また、「為替差損益に対する課税の問題は国際通貨制度の変容に伴って生じたことからも明らかなように、比較的新しいものである。それゆえに、その対

(1) 日経新聞、令和 5 年 12 月 26 日朝刊 3 面。

象となる法制度を有している国も限られてくる。現在でも、為替差損益に対する課税に関して包括的な法制度を有している国は多くはない。もっとも、この点に関する法整備を行う国も増えてきている。」⁽²⁾との指摘もある。

そこで、まず、第 1 章において、本稿における検討の前提となる用語の意義等の整理を行う。次に第 2 章において、為替差損益等に関する現行の所得税法の規定の整理を行う。その後、第 3 章において、為替差損益等の課税に関する裁判例の整理・分析を行う。さらに、第 4 章において、アメリカにおける為替差損益に対する課税の整理を行う。これらを踏まえ、第 5 章において、為替差損益に対する現行の所得税の課税関係の整理・評価を行う。最後に、第 6 章において、為替差損益に関する所得税法の改正案の提言を行うこととする。

なお、為替差損益は、その発生の態様などにより、①他の取引（所得）に付随して発生する為替差損益（外国株式の譲渡など）、②投資目的の外貨での運用などにより発生する為替差損益（外貨預金、外貨の所有など）、③外貨による外国に所在する不動産の取得により発生する為替差損益などがあると考えられるが、本稿では、課税上の議論があり、裁判でも争われている②の投資目的の外貨での運用などにより発生する為替差損益に対する課税を中心に、③の外貨による外国に所在する不動産の取得により発生する為替差損益に対する課税についても、検討する。

(2) 藤岡祐治「為替差損益に対する課税：貨幣価値の変動と租税法(1)～(6・完)」国家学会雑誌 131 卷 11・12 号 230 頁（公益財団法人租税資料館、2020）。

第 1 章 検討の前提となる用語の意義等の整理

現行所得税法の課税実務における為替差損益の課税時期及びその所得区分の妥当性を検討するに当たって、まず、その前提となる用語の意義等の整理を行うこととする。

第 1 節 金銭の意義

まず、基本的な用語としての金銭について整理する。金銭とは、「財や給付の交換、取引を媒介する一般的価値尺度となるものとして国家から一定の価格を与えられたもの。強制通用力を持つ貨幣（法貨）だけでなく、取引上貨幣として通用する自由通貨も含めて用いることが多い。通常、物としての個性のないものであり、即時取得の規定の適用はなく、奪われた金銭に対しては、債権的返還請求権しか成立しないと解されている（通説）。」⁽³⁾とされている。

この点につき、中里名誉教授は、「金銭が商品であるか、法の創造物であるかという問題については、古くから争いが存在」し、「法というものは、制定法だけではなく様々な発現形式をもっているのであり、そのような視点から考えると、法制説にはかなりの説得力があるというのが筆者の考え方である。」⁽⁴⁾と述べられている。

民法では、402 条（金銭債権）において「債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。」と規定されている。ここでいう通貨は、強制通用力のある貨幣（硬貨及び紙幣）、すなわち、これを用いての弁済が有効な金銭債務の弁済となり、債権者はその受領を拒絶できない貨幣の意味であり、法貨ともいふとされている⁽⁵⁾。

(3) 法令用語研究会『有斐閣 法律用語辞典〔第 4 版〕』255 頁（有斐閣、2012）。

(4) 中里実『租税法と金銭(上)』税研 93 号 120 頁（日本税務研究センター、2000）。

(5) 我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権—〔第 8 版〕』

751 頁（2023）。

第 2 節 外貨の意義・性質

次に、本稿のテーマである為替差損益の基因となる資産である外貨について、整理する。

民法 402 条及び 403 条によると、あくまでも「金銭」は一義的には法定通用力のある貨幣、日本円に限定されるようであるが、外貨も準用されているので、契約次第で外貨も金銭と同様の取扱いになるものと考えられる。

また、国税通則法 34 条 1 項では、金銭納付が原則とされているが、ここでいう金銭は、日本円を単位とする通貨をいうこととされている（国税通則法基本通達 34 条関係の 1）。

中里名誉教授は、「外貨につき、「外国の通貨は金銭と考えるべきなのであろうか、ものと考えるべきなのであろうか、それとも、その存在を無視して製品と製品のバーター取引を観念すべきなのであろうか、この問題について考えるためには、外国の通貨を、ハード・カレンシーとそれ以外の通貨に分けて考えるとよいであろう。」とした上で、「まず、ハード・カレンシーが対価として用いられた場合には、当該外国通貨を金銭と考えるか、ものと考えるかという問題が生ずる。それを金銭と考えれば換算の問題となるのに対して、それをものと考えると、当該外国通貨に関して、キャピタル・ゲイン課税等の問題が生ずるということになってしまう。この場合は、やはり、換算の問題として処理しておくことが実際的なのであろうが、それが理論的に唯一の結論であるかどうかは、別の問題である。」⁽⁶⁾と述べられている。

他方、吉村典久名誉教授は、「租税法律に規定する「金銭」は、原則として、日本国における法定通貨である円貨を指すと考えて良いが、その用語は租税法律において統一的に使用されているとは言えず、「金銭」という表現を使用している租税法律の各規定において個別に解釈する必要がある。」と述べられ⁽⁷⁾、金

(6) 中里実「租税法と金銭(下)」税研 94 号 91 頁（日本税務研究センター、2000）。

(7) 吉村典久「通貨と租税」（中里実ほか『現代租税法講座 第 2 卷 家族・社会』・株式会社日本評論社、2017）314・315 頁。

錢に外貨が含まれるか否かは、それぞれの条文で解釈すれば良いと述べられている。

これらを踏まえると、外貨は、次のとおり、金錢的性格と物的性とを有し、「金錢」なのか「物」なのかを一義的に決定することは困難であると考えられる。

1 金錢的性格

- (1) 外貨は、外国における法定通貨であり、物やサービスの価値を図る基準としての価値尺度である。
- (2) 外貨は、民法上は金錢債権の規定が準用され、外国為替及び外国貿易法(外為法)上、対外支払手段として様々な資産の対価の弁済に充てられるものの(支払手段)として位置づけられている。
- (3) よって、外貨は、それ自体の価値の変動を観念できない。

2 物的性

- (1) 外貨は、それを法定通貨としている国では絶対的な価値尺度足りえるが、我が国において絶対的な価値尺度は法定通貨である円である。所得税法上の価額は、絶対的な価値尺度である円貨がベースとなる。
- (2) 外貨は、我が国において、強制通用力まではない⁽⁸⁾。また、国税通則法上の原則的な金錢納付の対象外である。
- (3) 外貨は、それ自体の価値変動はないが、円貨や他の外貨との関係では、為替レートの変動により、当該外貨により獲得できる円貨や他の外貨の額が変動する。

(8) 吉村・前掲注(7)313 頁。

第 3 節 通貨交換取引の意義

次に、本稿のテーマである為替差損益を生じさせる取引である通貨交換取引について、整理する。

通貨交換取引は、他の取引と異なり、まさに両当事者が等価であると考える、異なる通貨の一定額を「交換」する取引であり、どちらかが売買の目的物で他方が代金という関係にはないとされ、通貨交換契約を定義するとすれば、「対価性を有する異なる通貨の一定額を互いに（交換的に）支払う義務を生ぜしめる、交換類似の無名契約」ということになるとされている⁽⁹⁾。

また、「かわせ」という言葉は「交わす」という言葉から出ており、もともと「交換」という意味を持つ。「為替」という文字が使われるのは「替わりを為す」あるいは「替わりをさせる」ということを表しており、現金の替わりをさせるものを表し、為替という字で表されているのは「現金を送付することなしに支払・決済を行うこと、ないしその手段」であり、外国との間で支払・決済が行われる場合、外国為替と呼ばれ、外国為替相場とは、通貨と通貨の交換比率であるとされている⁽¹⁰⁾。

第 4 節 外国為替相場の変動要因

続いて、本稿のテーマである為替差損益を生じさせる原因となる外国為替相場の変動要因について、整理する。

外国為替相場は（正確には外国為替需給に関係ない取引を調整した後の）経常収支と資本収支によって決まるということができ（国際収支表には外国為替の需給を発生しない取引も計上される）、現在の為替相場（及び将来の為替相場

(9) 森下国彦「通貨交換取引の法的性質についての一考察」金融法務事情 1346 号
7、8 頁（金融財政事情研究会、1993）。

(10) 平島真一『現代外国為替論』4、5 頁（有斐閣、2004）。

の予想)に影響を与える要因として、次のようなものが挙げられている⁽¹¹⁾。

- (1) 経済的要因…経済成長率、金利、物価上昇率、原油価格、財政赤字、外貨準備、対外債務残高等々
- (2) 政治的・軍事的要因…為替管理の程度、貿易摩擦の程度、戦争の勃発、政治の混乱、予想外の選挙結果、政治首脳の暗殺等々

第 5 節 外国為替相場の決定理論及び為替差損益の性質

次に、第 4 節の外国為替相場の変動要因をもう少し経済学的に整理してみることとする。

1 アセット・アプローチへの変化

為替相場の決定理論について、「為替相場がどのような水準に決定されるかに関する理論も、経常取引を重視する理論から資本取引を重視する理論へと発展してきた。経常取引を重視する理論の代表的なものは、購買力平価説である。これに対して資本移動が自由化され、国際間を資本が活発に移動するようになるに伴い、フローの為替取引ではなく資産残高（ストック）が中心に捉えられ、異なる通貨建ての資産間での資産の持替えが為替相場を決定するという考え方が主流となっている。このような考え方をアセット・アプローチという。」⁽¹²⁾とされている。

2 アセット・アプローチによる金利と為替相場の関係

西村教授及び佐久間教授によると、アセット・アプローチによる金利と為替相場の関係は、次のように説明されている⁽¹³⁾。

アセット・アプローチでは、国際金融市場にはリスクを負担する能力のあ

(11) 平島・前掲注(10)13 頁。

(12) 上川孝夫・藤田誠一『現代国際金融論〔第 4 版〕』34 頁（有斐閣、2012）。

(13) 西村陽造・佐久間浩司『新・国際金融のしくみ』102～104 頁（有斐閣、2020）。

る数多くの投資家が存在して、各国通貨建資産の間で活発な裁定取引（予想収益率の低い資産を売って予想収益率の高い資産を買う取引）を行う結果、為替相場の予想変化率を考慮した各国通貨建資産の収益率は一致するようになるという考え方から出発する。この考え方は各通貨間の資産の完全代替性と呼ばれており、この前提に基づいた円資産とドル資産の関係は次の式で表される。

(A式)

$$\text{円金利} = \text{ドル金利} + \frac{\text{将来の予想為替相場} - \text{現在の為替相場}}{\text{現在の為替相場}}$$

A式における右辺の第1項はドル金利で、第2項は予想為替相場変化率であり、現時点で円をドルに換えて、将来時点でのドルを直物相場で円に換えた場合に発生する為替差益（プラスであれば）、又は為替差損（マイナスであれば）を示すため、右辺全体は「円資金を直物市場でドルに換えてドル資金として運用し将来時点の直物相場で円に換えた場合に予想される収益率」を意味し、右辺が「円資金のまま運用した場合の収益率」である左辺に等しいとするA式は、「為替相場の予想変化率を考慮した各国通貨建資産の収益率は一致する」ことを示している。

3 為替差損益は利子に類似すること

上記2を踏まえると、A式の2項は為替差損益を示していることから、ドル金利に為替差損益を加算したものが円金利に等しくなるものといえ、また、A式は為替差損益=円金利-ドル金利と変形することも可能であることから、為替差損益は、円金利とドル金利の差額で表すこともできると考えられる。このように考えると、為替差損益は、ある通貨と他の通貨との金利差を埋めるものであり、利子に類似するものであるとの位置づけを

与えることも可能であると考えられる⁽¹⁴⁾。

第6節 小括

1 為替差損益の基因となる資産である外貨の性質

為替差損益の基因となる資産である外貨は、価値尺度であり、支払手段として用いられ、それ自体の価値の変動を観念できないという「金銭」的な性格と、我が国では必ずしも強制通用力はなく、円貨や他の外貨との関係では為替レートの変動により獲得できる円貨や他の外貨の額が変動するなど「物」的な性格とを有するため、外貨が「金銭」なのか、「物」なのかを画一的に決定することは困難である。また、

- ① 仮に、外貨を「金銭」と捉えた場合には、「その譲渡益はキャピタル・ゲインではなく雑所得である」との現行実務の取扱いと整合的となりやすいが、外貨（例えばドル）を他の外貨（例えばユーロ）に換えた場合には、金銭が金銭に換わっただけなので、為替差損益が実現し、収入計上すべきとする現行実務の取扱いを説明しづらくし、
- ② 逆に、外貨を「物」と捉えた場合には、「その譲渡益はキャピタル・ゲインではなく雑所得である」との現行実務の取扱いを説明しづらくし、外貨（例えばドル）を他の外貨（例えばユーロ）に換えた場合に為替差損益が実現し、収入計上すべきとする現行実務の取扱いとは整合的になりやすい、という結果になると考える。

外貨が金銭的性格と物的性格とを有することによるものなのか、現行の課税実務も、為替差損益の課税時期及び所得区分の合理性を説明するために、

(14) この考え方に対しては、為替差損益は利子ではないとの批判も考えられるが、利子とは、他人に資金を預けることにより、資金を使用できることとなることの対価であると考えられるところ、為替差損益も、例えば円貨を米ドルに換えることにより、円貨として使用できないことの対価として、円貨と米ドルの金利差が支払われるものであると考えれば、利子そのものではないものの、利子との類似性はあると言えるのではないかと考えられる。

為替差損益の基因となる資産である外貨が「金銭」なのか「物」なのかを、画一的に決定していないのではないかと考えられる。

これらを踏まえると、外貨が金銭的性格と物的性格を有することを踏まえて、為替差損益の所得区分及び課税時期を検討する必要があると考える。

2 為替差損益の発生原因となる外国為替相場の変動要因

為替差損益の発生原因となる外国為替相場の変動要因につき、国際金融論という経済学的な観点から主流とされるアセット・アプローチによると、各通貨建資産の予想収益率、つまり、各国通貨の金利が為替相場の決定に重要な役割を果たすとされている。また、アセット・アプローチによると、為替差損益は、ある通貨と他の通貨との金利差を埋めるものであることから、利子に類似するものであるとの位置づけを与えることも可能であると考えられる。

第 2 章 現行の所得税法の規定の整理

本章では、何かと外貨と比較されることの多い株式と暗号資産を含めて、現行の所得税法の規定につき、本稿において論点となる所得区分、課税時期及び取得原価の計算方法に分けて、それぞれ整理する。

第 1 節 株式

1 所得区分

株式を譲渡した場合の所得の所得区分について、法令上何所得に該当するというような明確な規定があるわけではない。他方、租税特別措置法 37 条の 10 は「一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分して課税する」旨を規定しているほか、下記 3 のとおり、事業所得、譲渡所得及び雑所得に限り、取得原価の計算方法が法令に定められている。

また、租税特別措置法通達 37 の 10・37 の 11 共一 2 は「株式等の譲渡による所得が事業所得若しくは雑所得に該当するか又は譲渡所得に該当するか」の判断につき定めているが、原則として、株式の譲渡による所得は、譲渡所得に該当するとの取扱いがなされている。

2 課税時期

株式を譲渡した場合の課税時期について、法令上明確な規定はないが、所得税法 36 条の規定があることから、判例及び通説は同条の規定を受けて、収入計上時期を判断する際の基準となる考え方として「権利確定主義」を採用しているとされている。

具体的には、租税特別措置法通達 37 の 10・37 の 11 共一 1 に特別な場合を除いて、「株式等の引渡しがあった日による。」と定められており、株式の引渡しの日に総収入金額に算入すべき、つまり、株式の引渡しの日が課税時

期となるものと考えられる。

3 取得原価の計算方法

株式を譲渡した場合の所得金額の計算上控除される取得原価の計算方法については、有価証券につき、法令上、明確に定められている。

具体的には、所得税法 48 条 1 項に事業所得の場合の取得原価は「有価証券について選定した評価の方法により評価した金額とする。」と規定されている。

また、所得税法 48 条 3 項に雑所得又は譲渡所得の場合の取得原価は「政令で定めるところにより、それぞれの取得に要した金額を基礎として 1 項の規定に準じて評価した金額とする。」と規定されている。これにつき、所得税法施行令 118 条の規定により、取得原価は、「総平均法に準ずる方法によつて算出した一単位当たりの金額により計算した金額とする。」とされている。

第 2 節 外貨

1 沿革

平成 18 年度税制改正において、経済取引のグローバル化が進展する中で、個人においても海外取引や海外での資産運用等が活発に行われているにもかかわらず、所得税法には外貨建取引の換算に関する規定が設けられていなかつたことから、下記 2 のとおり、所得税法における外資建取引の換算方法を法令上明確化することとされた。

2 換算方法

所得税法 57 条の 3 は外貨建取引の換算を定めている。具体的には、同条は、「外貨建取引（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいう。）を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額は当該外貨建取引を行った時における外国為

替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。」と規定し、居住者が外貨建取引を行った場合には、その外貨建取引の金額は、その外貨建取引を行った時の外国為替の売買相場により円換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算する旨を定めている。

3 所得区分

外貨を他の資産に換えた場合の所得（為替差損益）の所得区分について、法令上も、国税庁の通達にも定められていない。

他方、国税庁のホームページに掲載されている質疑応答事例⁽¹⁵⁾には、「外国株式を外貨建てにより譲渡した場合、その譲渡により生じた所得のうち、その外国株式の保有期間の為替相場の変動による為替差損益に相当する部分を「株式等に係る譲渡所得等の金額」から区分して雑所得の対象とする必要がありますか。」との照会要旨に対する回答要旨として、「外国株式等の譲渡対価の邦貨換算額相当額が、株式等の譲渡に係る収入金額として取り扱われることとなるため、為替差損益を雑所得として区分する必要はありません。」と記載されている。よって、この事例のように他の所得と併せて為替差損益が生じたような場合を除き、通常、為替差損益は雑所得に該当するものとして取り扱われているものと考えられる。

4 課税時期

外貨を他の資産に換えた場合の為替差損益の課税時期について、法令上明確な規定はないが、第 1 節の株式の譲渡と同様、所得税法 36 条の「権利確定主義」により課税時期の判断が行われることとなる。

また、第 1 節の株式の譲渡と異なり、外貨を他の資産に換えた場合の為替

(15) 国税庁ホームページ質疑応答事例「外貨建取引による株式の譲渡による所得」(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/02.htm>) (令和 7 年 6 月 1 日最終閲覧)。

差損益の具体的な課税時期は、国税庁の通達においても定められていない。

他方、国税庁のホームページに掲載されている質疑応答事例⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾には、

- ① 「外貨建の預金をもって貸付用の建物を外貨建取引により購入した場合」及び「外貨建の預金をもって外貨建 MMF に投資した場合」には、新たな経済的価値（その購入等時点における評価額）を持った資産が外部から流入したことにより、それまでは評価差額にすぎなかった為替差損益に相当するものが所得税法 36 条の収入すべき金額として実現した。
- ② 「円から米ドルに交換し、これをユーロ等他の外国通貨に交換した場合」には、その外貨への交換時に、当該外貨（ユーロ）の額をその交換時の為替レートにより円換算した金額と当初の円から米ドルへの交換時の為替レートにより円換算した金額との差額（為替差損益）が所得税法 36 条の収入すべき金額として実現した。

と考えられることから、「所得として認識する必要」があることとされており、おおむね外貨が他の外貨を含む別の資産となったと認められるような場合には、所得が実現したものとして課税することと取り扱われている。

5 取得原価の計算方法

外貨を他の資産に換えた場合の為替差損益の計算上控除される取得原価の計算方法については、法令上も、国税庁の通達にも定められていない。

-
- (16) 国税庁ホームページ質疑応答事例「預け入れていた外貨建預貯金を払い出して貸付用の建物を購入した場合の為替差損益の取扱い」
(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/40.htm>) (令和 7 年 6 月 1 日最終閲覧)。
- (17) 国税庁ホームページ質疑応答事例「預け入れていた外貨建預貯金を払い出して外貨建 MMF に投資した場合の為替差損益の取扱い」
(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/43.htm>) (令和 7 年 6 月 1 日最終閲覧)。
- (18) 国税庁ホームページ質疑応答事例「保有する外国通貨を他の外国通貨に交換した場合の為替差損益の取扱い」
(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/41.htm>) (令和 7 年 6 月 1 日最終閲覧)。

一方で、実務上の取扱いにおいては、上記 1 の株式の譲渡による譲渡所得の場合と同様、総平均法に準ずる方法によって算出した一単位当たりの金額により計算した金額とされている⁽¹⁹⁾。

第 3 節 暗号資産

1 所得区分

暗号資産を譲渡した場合の所得の所得区分について、法令上何所得に該当するというような明確な規定があるわけではない。他方、下記 3 のとおり、事業所得及び雑所得に限り、取得原価の計算方法が法令に定められている。

また、暗号資産を譲渡した場合の所得の所得区分は、国税庁の通達においても定められていない。

他方、国税庁は、「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（情報）」（平成 30 年 11 月（令和 6 年 12 月最終改訂））2-2において、暗号資産取引により生じた利益の所得区分につき、暗号資産取引により生じた損益は、邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益と認められるので、原則として、雑所得（その他雑所得。ただし、一定の場合には事業所得）に区分されるとの取扱いを公表している。これは、取得原価の計算方法が事業所得及び雑所得に限り法令に定められていることと整合的である。

2 課税時期

暗号資産を譲渡した場合の所得の課税時期について、法令上明確な規定はないが、第 1 節の株式の譲渡と同様、所得税法 36 条の「権利確定主義」により課税時期の判断が行われることとなる。

また、第 1 節の株式の譲渡と異なり、暗号資産を譲渡した場合の所得の具体的な課税時期は、国税庁の通達においても定められていない。

(19) 国税庁ホームページ・前掲注(16)。

他方、国税庁は「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（情報）」（平成 30 年 11 月（令和 6 年 12 月最終改訂））2-1において、暗号資産取引を行ったことにより生じた利益の収入とすべき時期につき、「原則として売却等をした暗号資産の引渡しがあった日の属する年分となる。」との取扱いを公表している。

3 取得原価の計算方法

暗号資産を譲渡した場合の所得金額の計算上控除される取得原価の計算方法については、法令上、明確に定められている。

具体的には、所得税法 48 条の 2 第 1 項に「必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年 12 月 31 日において有する暗号資産の価額は、その者が暗号資産について選定した評価の方法により評価した金額とする。」と規定され、所得税法施行令 119 条の 2 第 1 項においてその選定できる評価の方法は総平均法又は移動平均法とされている。

第 4 節 小括

以上をまとめると、所得税法上、課税時期及び所得区分についてはいずれも規定がなく、取得原価の計算方法については、株式及び暗号資産については規定があり、かつ、所得税法が該当すると考えている（予定している）所得区分に応じて規定がなされているものと考えられる。

第 3 章 裁判例の整理・分析

第 1 節 東京地方裁判所令和 5 年 3 月 9 日判決

まず、主に為替差損益の所得区分が争いとなった事件⁽²⁰⁾（以下、「令和 5 年東京地裁判決」という。）について、整理・分析を行うこととする。

1 事案の概要

本件は、税務署長が、原告の外貨預金口座への入出金により生じた為替差損益を雑所得とした上で、その取得原価を総平均法に準ずる方法により計算し、更正処分等を行ったことに対し、原告が、為替差損益は譲渡所得に該当すること及び為替差損益に係る外貨の取得原価の計算方法は総平均法によるべきことなどを理由に、更正処分等の一部の取消しを求めた事案である。

2 争点（本稿関係部分）

本件の主な争点は、次のとおりである。

- (1) 本件為替差損益に係る所得が、雑所得と譲渡所得のいずれに該当するか。
- (2) 本件為替差損益の額の計算の基礎となる外貨の取得費等を「総平均法に準ずる方法」により計算することに違法な点があるか。

3 裁判所の判断

裁判所の判断を整理すると、次のとおりである。

- (1) 本件外貨取引に係る所得が、雑所得と譲渡所得のいずれに該当するか。
イ 東京地裁は、おむね以下の理由を示し、為替差損益は、譲渡所得に

(20) 東京地判令和 5 年 3 月 9 日判決（訟月 70 卷 11 号 1255 頁）。控訴審は東京高判令和 5 年 11 月 30 日判決（訟月 70 卷 11 号 1223 頁）。本事件は、他に「希少性があり、取得時の価額よりも高額で譲渡された高級自動車について、所得税法 38 条 2 項の「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当するか否か」が争われた事件であるが、本稿においては、為替差損益部分のみを取り上げる。

は該当せず、雑所得に該当する旨判示した。

(イ) 謙渡所得の課税対象となる資産は価値の増加益を観念できるものであること。

謙渡所得とは、ある資産の所有期間中に生じた増加益を清算して課税する趣旨のものである以上、謙渡所得の課税対象となる資産とは、その価値の増加益を観念できるものを指すものというべきである。

(ロ) 外貨は価値尺度たる貨幣であるから価値の増減を観念できないこと。

貨幣とは、商品の価値尺度や交換手段として社会に流通するものを指すところ、その性質に照らせば、貨幣自体の価値の増加又は減少を観念することはできない（そして、この理解は、その貨幣が日本で強制通用力を有する円貨であるか、外貨であるかを問わず妥当する）ものというべきである。この点、貨幣と同じく価値尺度としての側面を有する暗号資産につき、その取得原価等の計算及びその評価の方法を定める所得税法 48 条の 2において、暗号資産の謙渡により生じた利益が事業所得又は雑所得に該当することを前提にその必要経費に算入する金額を定める旨定めているのも、かかる理解に基づくものと解することができる。

(ハ) 為替差損益は外貨自体の価値の増減ではなく、外貨は謙渡所得の対象となる資産に該当しないこと。

為替差損益、すなわち外貨と円貨の交換により生じた損益は、当該外貨自体の価値の増減によるものではないこととなるから、外貨は謙渡所得の対象となる資産には該当せず、他の類型の所得にも該当しないため雑所得に区分されることとなる。

ロ また、東京高裁は、控訴人の補充主張に対し、おおむね次のように判断を加えた。

外貨は、我が国において、強制通用力はないが、外貨の給付を債権の目的とした場合に、債務者は、外貨で弁済することができるとされ（民法 402 条 3 項）、更に外貨をもって債権額が指定された金銭債権について

ては、債権者は債務者に対して外貨又は円貨のいずれによつてもこれを請求することができると解される⁽²¹⁾ことからすると、外貨を債権の目的とする取引においては、特定物のように当該通貨の給付自体に重きを置くのではなく、外貨それ自体が貨幣として価値の尺度とされているということができる。そうすると、為替差損益は、外貨と円貨との相対的な換算レートが変動することにより生じるものであつて、当該外貨自体の価値の増減によるものではないから、譲渡所得の対象となる資産には該当せず、他の類型の所得にも該当しない以上、雑所得に区分されるといふべきである。

（2）本件為替差損益の額の計算の基礎となる外貨の取得費等の計算方法

「総平均法に準ずる方法」により取得原価の計算を行うことに違法な点があるかについて、裁判所は、以下の理由を示し、為替取引が行われた場合の取得原価の計算を総平均法に準ずる方法により行うことは、合理性がある旨判示した。

- イ 評価方法の定めが所得税法にない資産の取得費は資産の性質及び所得区分を考慮し評価方法を判断すべきであること。
- ロ 外貨は資産の性質及び所得区分を考慮すると有価証券又は暗号資産に係る取得原価の法定評価方法によるべきであること。
- ハ 資産を譲渡するごとに取得原価の計算を行うことを内容とする総平均法に準ずる方法は、資産の価値をより正確に算出できること。

4 本判決に関する判例評釈

（1）品川名誉教授

品川名誉教授は、「譲渡所得とは、資産の譲渡（略）による所得をいう。」と定め、たな卸資産の譲渡等を除外しているので、本件で問題となつてゐる外貨が「資産」に該当したら、本件為替差損益は、原則として譲渡所得

(21) 最高裁昭和 48 年（オ）305 号、同 50 年 7 月 15 日第 3 小法廷判決（民集 29 卷 6 号 1029 頁）。

となり、雑所得に該当する余地はない。「資産」については、所得税法上定義規定がないので、借用概念であるので、原則として、他の法分野等で使用されている概念によることになる。外貨自体は、「資産」に該当することは疑いがないなどと⁽²²⁾、本判決に否定的な見解を示されているものと考えられる。

(2) 木山教授

木山教授も、「円貨と外貨を同視した上で、為替差損益を「当該外貨自体の価値の増減によるものではない」とした点には、疑問が残る」、「株式も不動産も本来的な価値から離れて市場価格の上昇によって売却によりキャピタル・ゲインが得られるため、譲渡所得の対象である「資産」にあたる」、「判決は、増加益が生じ得る「価値」の意義を議論すべきであった」などと⁽²³⁾、本判決に否定的な見解を示されているものと考えられる。

5 小括（筆者の評価・分析）

筆者は、本判決の「為替差損益は雑所得に区分される。」及び「為替取引が行われた場合の取得原価の計算を総平均法に準ずる方法により行うことは合理性がある。」との結論には、賛成である。

また、本判決は、「為替差損益の所得区分を雑所得とする。」及び「為替差損益の計算における取得原価の計算を総平均法に準ずる方法により行う。」といった現行の課税実務を肯定したものであると考えられる。

しかしながら、為替差損益の発生原因についての言及があまり見られないほか、外貨は貨幣であるため、それ自体の価値の増減を観念できないから譲渡所得に該当しないという消極的な理由により雑所得であると判断してい

(22) 品川芳宣「フェラーリ車の減価償却資産該当性・為替差損益の所得区分 東京地裁令和 5 年 3 月 9 日判決（令和 2 年（行ウ）第 323 号）」TKC 税研情報 32 卷 5 号 39～41 頁（TKC 税務研究所、2023）。

(23) 木山泰嗣「為替差損益の所得区分（東京地裁令和 5 年 3 月 9 日判決・裁判所 HP）」税理 67 卷 10 号 121 頁（ぎょうせい、2024）。

る点⁽²⁴⁾は、そもそも為替差損益に係る所得が発生していないのではないかと批判される可能性があると考えられる。また、外貨が「譲渡所得の基因となる資産」に該当しないとし、所得税法 33 条 1 項（譲渡所得）の「資産の譲渡による所得」との規定に即した判断となっていない⁽²⁵⁾点についても、少し疑問がある。

なお、本判決は、為替差損益の所得区分が主な争点となったためか、外貨を明確に「貨幣（金銭）」と解し、また、控除すべき外貨の取得費を雑所得の必要経費であると捉えるなど、為替差損益を「収入金額」ではなく「所得の金額」として総額的に為替差損益を計算している。

第 2 節 東京地方裁判所令和 4 年 8 月 31 日判決

次に、主に為替差損益の課税時期が争いとなった事件⁽²⁶⁾（以下、「令和 4 年 東京地裁判決」という。）について、整理・分析を行うこととする。

1 事案の概要

原告は、スイス連邦所在の本件外国銀行との間で締結した本件投資一任契約に基づき、本件外国銀行に対し、本件外国銀行の原告名義の口座において保有していた自己の資産の運用を一任していたところ、その運用の一環として、運用対象資産に属する外貨によって他の種類の外貨又は有価証券を取得

(24) 雜所得が他の所得に該当しないものという意味しか有しないといった雑所得の消極的意義（酒井克彦「雑所得にみる所得区分上の消極的意義と包括的所得概念—所得区分を巡る問題ー」『月刊税務事例』（Vol.38 No10）2006.10 51 頁（財經詳報社、2006））から考えると、やむを得ない判断であるとも考えられる。

(25) 所得税法 33 条 1 項は、「譲渡所得とは、資産の譲渡（括弧内省略）による所得をいう。」と定めているのであり、①「資産」に該当しない、②「譲渡」に該当しない、又は③「（資産の譲渡）による所得」に該当しない、のいずれかにより、譲渡所得該当性を否定しなければならないと考えられるが、本判決は「譲渡所得の基因（対象）となる資産」に該当しないとしている。

(26) 東京地判令和 4 年 8 月 31 日判決（税資第 272 号（順号 13749））。控訴審は東京高判令和 5 年 5 月 24 日（税資第 273 号（順号 13852））。

する取引（以下、これらの取引を併せて「本件各取引」という。）が行われた。

本件は、原告が、本件各取引からは雑所得が生ずることはないとの前提に立ち、本件各年分の所得税等の確定申告をしたところ、所轄税務署長から、本件各取引からは為替差損益が生じており、これにより雑所得が生じているとして、本件各年における所得税等について、それぞれ更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

2 爭点（本稿関係部分）

本件の主な争点は、本件各取引に係る為替差損益から生ずる所得の有無、同為替差損益を本件各年分の所得の計算において「収入すべき金額」（所得税法 36 条 1 項）として認識することの可否及びその額である。

3 裁判所の判断

裁判所の判断を整理すると、次のとおりである。

（1）本件各取引に係る為替差損益により所得が生ずることがあるかについて

本件各取引は、いずれも外貨で支払が行われる取引であり、外貨建取引に該当することからすると、本件各取引によって新たに経済的利益が得られるといえるか否かについても、その円換算額によって判断すべきことになる。そして、本件各取引前後の状況を円換算額に引き直してみると、〔1〕ある外貨（A）により他の種類の外貨（B）を取得する取引については、当該他の種類の外貨（B）の取得価額の円換算額から当該外貨（A）の取得価額の円換算額を控除した差額が、〔2〕外貨により有価証券を取得する取引については、当該有価証券の取得価額の円換算額から当該外貨の取得価額の円換算額を控除した差額がそれぞれ正の値であるときは、その取引によって、新たな経済的利益が得られたことになり、所得が生ずることになる。

（2）本件各取引がされた年において、本件各取引に係る為替差損益を「収入すべき金額」として認識することができるかについて

本件各取引に係る為替差損益について、その収入の原因となる権利がどの時点で確定するかについて検討するに、本件各取引によって、取引前までに保有していた外貨（A）の為替変動リスクに影響されることのない他の種類の外貨（B）又は有価証券を取得することができる権利が確定することになる。そして、同権利の確定により、それまでの保有資産のうち上記取得に要した外貨（A）の占めていた部分が、新たに保有することになった他の種類の外貨（B）又は有価証券に置き換わり、それ以降、外貨（A）の為替変動リスクによってその円換算額が影響されない価値として保有されることが確定することになる。そうすると、同権利の確定によって、外貨（A）の為替変動リスクを負っていた間の円換算額の増減分の価値、すなわち、同取引時点における為替レートによる当該他の種類の外貨（B）又は有価証券の取得価額の円換算額から、その取得のために要した外貨（A）の取得価額の円換算額を控除した差額に相当する経済的価値の流入又は流出（収入又は損失）が生ずることになるといえるところ、これは、本件各取引に係る為替差損益にほかならないから、本件各取引に係る為替差損益について、その収入の原因となる権利が確定するのは、本件各取引の時点であるということができる。

したがって、本件各取引がされた年において、本件各取引に係る為替差損益を「収入すべき金額」として認識することができる。

4 本判決に関する判例評釈

（1）秋山税理士

秋山税理士は、「保有する米ドルで米ドル建の有価証券を購入するときは、購入した有価証券の円換算額の変動リスクは、従前と同様に米ドルの円換算額の変動リスクであることに変わりはない。」と一部批判しつつも、「従前の外国通貨 A の取得価額の円換算額との差額が、外国通貨 B 又は有価証券の取得時に為替差損益として実現することでよいのではない

か。」⁽²⁷⁾と、本判決の結論は妥当であるとの見解を示されている。

(2) 栗原教授

栗原教授は、判断枠組みは従来の裁判例や解釈と整合的ではあるが、外国通貨（A）が外貨建資産に転換された場合など、「外国通貨（A）に為替相場の変動リスクから解放されていない部分があり、その部分の権利が確定したといえるか否かは残された論点である。」⁽²⁸⁾と、本判決に否定的な見解を示しているものと考えられる。

(3) 坂巻教授

坂巻教授は、本判決について、次のとおり、指摘されている⁽²⁹⁾。

イ 所得税法上の外貨の性質について

第 1 に、外貨は、邦貨とは異なって、キャピタル・ゲイン又はロスを生じさせる資産に該当するとの見解がありうる。この見解のもとでは、本件為替差損益の本質は、外貨 A のキャピタル・ゲイン又はロスであり、「資産の譲渡による・・・・所得」として譲渡所得にあたりうる。年度帰属については、譲渡資産である外貨 A を引き渡すことによって、その対価である外貨 B 又は有価証券を取得する権利が確定するといえる。計算方法については、外貨 A の対価である外貨 B 又は有価証券の（本件各取引時）の価額を収入金額に算入するとともに（所得税法 36 条 1 項括弧書き、2 項）、外貨 A の取得価額を必要経費に算入すべきといえる（所得税法 37 条 1 項）。

第 2 に、外貨も邦貨と同様に、「商品の価値尺度や交換手段」であって、

(27) 秋山友宏「厳選判決・裁決例詳解 投資一任契約に基づく外国株式等への投資による資産運用から生じる為替差損益の認識の有無が争われた事例【東京地裁令和4年8月31日判決（棄却・控訴）LEX/DB25606598】」国税速報 6791 号 27 頁（大蔵財務協会、2024）。

(28) 栗原克文「<最近の判例から見る租税法の論点> 第 9 回 「為替差損益の所得課税」東京地裁令和4年8月31日判決（令2（行ウ）502号）税資 272 号 13749 順号 LEX/DB25606598」TKC 税研情報 33 卷 4 号 31 頁（T K C 税務研究所、2024）。

(29) 坂巻綾望「為替差損益の年度帰属—外貨を手放したことによる為替差損益と権利確定時期—」ジュリスト 1607 号 152、153 頁（有斐閣、2025）。

「貨幣自身の価値の増加又は減少を観念することができない」とする見解がありうる。この見解のもとでは、本件為替差損益の所得区分は譲渡所得にあたることはなく、事業所得又は雑所得にあたる。所得の計算方法においては、外貨 B の価額を収入金額に算入すべきことにはならず、外貨 A の取得価額と外貨 B の価額との差額を収入金額に算入すべきことになろう（所得税法 36 条 1 項）。

□ 収入すべき権利の確定について

外貨 B 又は有価証券を取得することができる権利が本件各取引時点において確定するとしても、当該権利の確定のみでは、外貨 B の価額の円換算額から外貨 A の取得価額の円換算額を控除した差額として計算される部分までもが確定することを説明できないように思われる。

（4）中里名誉教授

中里名誉教授は、要約すると、次のとおり、本判決に否定的な見解を示されているものと考えられる⁽³⁰⁾⁽³¹⁾。

イ 円と外貨の交換も、外貨と別の外貨との交換も両替であること

金銭と金銭の交換は、「両替」という売買でも交換でもないところの、金銭の移転を目的とする無名契約であると考えることができる。外貨も金銭であることは間違いないから、円と外貨の交換も、外貨と別の外貨との交換も、すべて両替である。

□ ドルをユーロに換えることは例外的に時価評価が適用される場合に該当しないこと

「収入金額」について定めた所得税法 36 条 2 項は、その「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」は、「当該物若しくは権利を得し、又は当該利益を享受する時における価額とする」と定めて、例外

(30) 中里実「特別解説 為替差損益の研究（上）円から換えたドルをユーロに換えた場合の為替差益」税務弘報 72 卷 2 号 107、111、113 頁（中央経済社、2024）。

(31) 中里実「特別解説 為替差損益の研究（下）円から換えたドルをユーロに換えた場合の為替差益」税務弘報 72 卷 3 号 71、73、78、79 頁（中央経済社、2024）。

的に時価評価を採用している。

しかし、本件取引 1（ドルをユーロに換える取引）が、この例外的に時価評価が適用される場合に該当しないことは、条文の文言上、明らかであり、本件取引 1 については、原則である権利確定主義が適用される。

ハ 所得税法 57 条の 3 は未実現の利得についてまで換算を行うことにはならない。

所得税法 57 条の 3 は、その条文の表題が「外貨建取引の換算」となっているところから明らかなように、収入すべき権利の確定（所得の実現）に関する定めではなく、単なる換算方法に関する定めにすぎない。

所得税法 36 条こそが収入すべき権利の確定（=所得の実現）に関する定めであり、それに対して、所得税法 57 条の 3 は、（収入すべき権利の確定=所得の実現とは本来無関係で）所得税法 36 条により収入すべき権利が確定した（=所得が実現した）後に、その換算の方法について定めているにすぎない。

ドル建の有価証券がドルの為替変動リスクに影響されるのはむしろ当然のことであるから、原判決のように為替変動リスクを強調する考え方にしては、本件取引 2（ドル資金を用いてドル建の有価証券を取得する取引）によっては、当該有価証券がドルの為替変動リスクに影響され続けることになり、むしろ権利は確定しないということになってしまう。

二 為替差益は譲渡所得に含まれず、雑所得となる。

所得課税における、金銭及び金銭債権の特殊な位置づけのために、金銭債権の譲渡は、資産の譲渡に含まれていない。同様に、（支払手段としての）金銭の譲渡という概念も観念されない。したがって、為替差益は譲渡所得に含まれず、雑所得となる。

ホ 結論

本件取引 1（ドルをユーロに換える取引）に関して、原判決は、ドルを売ってユーロを買うことを一種の「みなし実現」と考えており、実際上、時価評価と同じ結論を導いている。しかし、このように、あたかも

一度円転がなされているかのように、円転を暗黙の前提として値洗いを強制して課税関係を考えることは、本件取引の民法上の構成を無視するもので、明文の租税法の定めが存在しない本件取引 1においては、許されない。

本件取引 2（ドル資金を用いてドル建の有価証券を取得する取引）のような場合に、為替差益について収入すべき権利が確定した（＝為替差益を実現した）ものとして扱いたいというのであれば、所得税法 36 条関連の条文でそのように明文のかたちで書くべきであるといえよう。

結局、為替差益の権利確定ないし実現について、質疑応答事例においてではなく、法律の条文で明確にかつわかりやすい定めを置くべき時期に来ているのではなかろうか。

5 小括（筆者の評価・分析）

本判決の「本件各取引に係る為替差損益について、その収入の原因となる権利が確定するのは、本件各取引の時点である。」との結論には、賛成である。

また、本判決は、「外貨を別の外貨又は別の資産に換えた時点で所得が実現したものとして課税する。」といった現行の課税実務を肯定したものであると考えられる。

しかしながら、収入すべき権利の確定における収入すべき権利が「他の外貨又は有価証券を取得する権利」なのか「為替差損益を得る権利」なのかに少し混乱がみられ（おそらく、「他の外貨又は有価証券を取得する権利」と考えている模様）、これにより利益、すなわち所得であるとも考えられる為替差損益を収入すべき金額としている部分には、少し疑問がある。

また、上記 4 のとおり、判例評釈において批判されている「為替の変動リスクがなくなることで権利が確定すると論じているが、同じ通貨建の有価証券に換えた場合には為替の変動リスクがなくならない。」という点については、筆者も当初は同じ意見であった。しかしながら、判決では少し不明確であるが、外貨（A）が同じ通貨建であっても別の資産である有価証券（C）

に換わることにより外貨（A）としての為替変動リスクがなくなり、新たに別の資産である有価証券（C）の為替変動リスクが生じるということが述べたかったのではないかと考えられ、そのように考えて判決を読むと、さほど違和感はないものと考えられる。

なお、本判決は、為替差損益の課税時期が主な争点となったためか、外貨を金銭と解する記述は見当たらず、どちらかというと外貨を「物」と捉えているように感じられる。また、為替差損益を収入金額として純額的に捉えているからか、為替差損益が譲渡所得に該当するという発想は全くない。

第3節 東京地方裁判所令和7年2月5日判決

さらに、主に為替差損益の課税時期が争いとなつた事件⁽³²⁾（以下、「令和7年東京地裁判決」という。）について、整理・分析を行うこととする。

1 事案の概要

原告は、複数の預金口座において外貨であるドル及びユーロを保有していたところ、平成 29 年から平成 30 年にかけて、米国に所在する不動産をドル建てで購入するなどの複数の外貨建取引を行つた。原告は、これらの取引につき、為替差益に係る所得はないとの前提で本件各年分の所得税等の確定申告を行つたが、所轄税務署長は、それらの外貨建取引につき為替差益が生じており、当該為替差益が雑所得に該当するとして、本件各年分の所得税等について各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をしたところ原告が、上記各処分が違法であると主張して、各更正処分の一部及び各賦課決定処分の取消しを求めた事案である。

(32) 東京地判令和7年2月5日判決 (LEX/DB25616570)。

2 爭点

本件の争点は、次のとおりである。

- (1) 本件各不動産取引によって原告に為替差益に係る所得が発生し、実現したといえるか。
- (2) 為替差益の額を算定する際の外貨の取得時の円換算額の算定方法

3 裁判所の判断

裁判所の判断を整理すると、次のとおりである。

- (1) 本件各不動産取引によって原告に為替差益に係る所得が発生し、実現したといえるか。

所得税法は、包括的所得概念を採用し、およそ人の担税力を増加させる経済的利得の全てを所得として構成するものとしているところ、外貨の為替レートの変動に基づく利益である為替差益も、人の担税力を増加させる経済的利得に当たるから、所得を構成するものといえる。

外貨につき為替差益が生じている状態において当該外貨を用いて不動産等の資産を購入した場合、すなわち、当該資産の取得等のために払い出された外貨の払出時における円換算額から当該外貨の取得時の円換算額を控除した差額が正である場合には、当該外貨が当該資産に置き換わったことにより、当該為替差益に相当する経済的価値が確定し、所得として実現したといえる。仮に当該資産の購入時に当該外貨を新たに取得して（すなわち、その時点で円を当該外貨に両替して）当該資産を購入する場合には、当該為替差益を含む金額の円が必要となるのであり、当該外貨は当該為替差益分を含む経済的価値を有し、その価値によって当該資産を購入したと認められることからも、上記のように、当該為替差益に相当する経済的価値が確定し、所得として実現したということができる。したがって、当該為替差益は、「収入すべき金額」に該当する。

不動産は、周辺の地価や取引相場、物価の変動等による価値の変動が生じ得るものであり、外貨（為替変動リスク）から独立した価値を有してい

るから、外貨が不動産に置き換わったことは、資産状態に実質的な変化がないとはいえない。

(2) 為替差益の額を算定する際の外貨の取得時の円換算額の算定方法

外貨も、有価証券と同様、種類の異なるものが一定数存在するものの、物理的な劣化による価値の減少が想定されない上、同一種類の外貨は代替性を有し、取得費等が異なっても一単位ごとに認められる権利や性質、価値などは基本的に変わらないと認められ、2回以上にわたって取得した同一種類の外貨について、為替差益の額を算定する際の取得時の円換算額の算定においては、有価証券と同様に、単価を平均する総平均法に準ずる方法を適用するのが最も合理的である。

したがって、本件各為替差益に係る外貨一単位当たりの取得時の円換算額の算定においても、総平均法に準ずる方法によることが相当である。

4 小括（筆者の評価・分析）

本判決の「当該外貨が当該資産に置き換わったことにより、当該為替差益に相当する経済的価値が確定し、所得として実現したといえる。」及び「為替差益の額を算定する際の取得時の円換算額の算定は総平均法に準ずる方法を適用するのが最も合理的である。」との結論には、賛成である。

また、本判決は、「外貨を別の外貨又は別の資産に換えた時点で所得が実現したものとして課税する。」及び「為替差損益の計算における取得原価の計算を総平均法に準ずる方法により行う。」といった現行の課税実務を肯定したものであると考えられる。

なお、本件では、為替差損益を雑所得とする所得区分については、争いとなつておらず、本判決は、為替差損益を収入金額として純額的に捉えている。

第 4 章 アメリカの為替差損益に対する課税

藤岡准教授は、「為替差損益に対する課税の問題は国際通貨制度の変容に伴って生じたことからも明らかなように、比較的新しいものである。それゆえに、その対象となる法制度を有している国も限られてくる。現在でも、為替差損益に対する課税に関して包括的な法制度を有している国は多くはない。もっとも、この点に関する法整備を行う国も増えてきている。」とした上で、比較法的視点からアメリカの制度を取り上げられている⁽³³⁾。本稿でも、アメリカにおける為替差損益の性質（キャピタル・ゲインか否か）の考え方及び為替差損益の課税関係について、以下、概観する。

第 1 節 アメリカにおける為替差損益の性質の考え方

1 1986 年改正に至る経緯

米国の内国歳入法典上、明文の規定はないものの、外貨は、金銭ではなく、物としての財産として位置づけられてきた。1986 年に内国歳入法典に規定が設けられるまでは、外貨建取引に伴って発生する課税上の問題の大部分を、裁判例や内国歳入庁が公表するレベニュー・ルーリングが規律していたため、外貨の平価切下げに伴って損失を被った企業は、立法措置を講ずることを求めていた。しかしながら、立法による対処は長らくなされなかつた⁽³⁴⁾。

そして、米国は、ドルと金との交換停止後、固定相場制への復帰を試みたものの、結局、変動相場制へ移行した。1978 年 4 月の IMF 協定の改正は、この変動相場制への移行を追認した。ドルの変動相場制への移行により、為替差損益に対する課税の問題は外貨の平価切下げによる一時的な問題からより一般的な問題へと変化した。上記のような問題を解決すべく、また、上

(33) 藤岡・前掲注(2) 131-11・12-230 (1116) 頁～。

(34) 藤岡・前掲注(2) 131-11・12-222 (1108) 頁～131-11・12-215 (1101) 頁。

記のような国際通貨制度の変化も背景にあり、1986 年改正の礎とも評価できる下記 2 の 1980 年財務省討議草案を財務省が公表し、その後、1986 年改正において、機能通貨⁽³⁵⁾という概念を導入し、外貨建取引に関する課税上の取扱いを明確化した⁽³⁶⁾。

2 1980 年財務省討議草案

為替差損益の性質について、1980 年 12 月 8 日に財務省が示した討議草案 (discussion draft) と称される「為替差損益への課税 (Taxing on Foreign Exchange Gains and Losses)」という題名の文書（「1980 年財務省討議草案」）では、為替差損益は利子の増減として、利子と同様にその所得区分及び所得源泉が定まるとして、外貨建取引から発生した為替差損益を利子の一部とするこの考え方は、利子等価アプローチと呼ばれ、金利平価⁽³⁷⁾と同様の発想に基づくものであり、外貨建資産と自国通貨建資産の期待收益率は等しく、為替差損益は、両者の利率の差を埋めるものであるという考え方であるとされている⁽³⁸⁾。

この考え方は、為替差損益は、本邦通貨と外貨との利率の差を埋めるものと解し、利子に類するとの考え方であると考えられる。

(35) 機能通貨とは、事業を営んでいる経済環境における主たる通貨とされ、いつでもドルを機能通貨として選択することができる（藤岡・前掲注(2) 131-11・12-186 (1072) 頁）。米国の納税者の機能通貨は通常ドルとなるが、一定の場合にはドル以外の外貨を機能通貨とすることができる。ドル以外の外貨を機能通貨とした場合には、米ドルは非機能通貨となる。納税者が自身の機能通貨で行う取引からは、通貨に係る利得又は損失が生じることはない（泉絢也「論説仮想通貨（暗号通貨、暗号資産）の譲渡による所得の譲渡所得該当性—アメリカ連邦所得税におけるキャピタルゲイン及び為替差損益の取扱いを手掛かりとして—」税法学 581 号 24 頁（日本税法学会、2019））。

(36) 藤岡・前掲注(2) 131-11・12-220 (1106)・131-11・12-215 (1101) 頁。

(37) 直物と先物の為替相場の差が内外の短期金利差に一致している状態をいう（広辞苑第 7 版 811 頁（岩波書店、2018））。

(38) 藤岡・前掲注(2) 131-11・12-198 (1084) 頁。

3 内国歳入法典

内国歳入法典 988 条は、外貨による利益又は損失につき、個別に計算され、通常の所得又は損失として課税することとしている。現在の内国歳入法典 988 条における下記第 2 節の外貨建取引に関する規定が定められる過程において、下院案では利子等価アプローチへ理解を示して法案に取り入れるべきとされていたが、上院においては利子等価アプローチが結果として成立しないとの不信感もあり、利子等価アプローチの全面的な採用までは否定されたものの、利子等価アプローチを考慮してか、為替差損益を基本的には通常所得又は損失として課税すべきとされた⁽³⁹⁾。

この点について、内国歳入法典は、金利等価アプローチを全面的に採用しているわけではなく、為替差損益を通常の損益として扱うことは、有識者や実務家の見解が分かれている問題に対する現実的な解決策であるという立場を反映している。同法は、適切な状況（例えば、将来の為替レートに関する納税者の予想が固定されているヘッジ取引の場合）において、為替差損益を利子所得又は利子費用として処理することを長官に認めている。金融資産又は負債に関する予期しない為替差損益をキャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスとして特徴づけるべきかどうかが検討された。予想された為替差損益を予想外の為替差損益と区別することは困難であるため、このアプローチは採用されなかつたと説明されている⁽⁴⁰⁾。

また、「米国の内国歳入法典上、明文の規定はないものの、外貨は金銭ではなく、(物としての) 財産として位置づけられてきた。そして、ドルのみが金銭として扱われる。」⁽⁴¹⁾とされている。

(39) 藤岡・前掲注(2) 131-11・12-167 (1053)、131-11・12-166 (1052) 頁。

(40) Staff of the Joint common Taxation.99 th Cong 「GENERAL EXPLANATION OF THE TAX REFORM ACT OF 1986」 1088 頁。

(41) 藤岡・前掲注(2) 131-11・12-222 (1108) 頁。

4 個別通達

「個人が行う私的取引は 1986 年前のルールによって規律され、機能通貨と交換に取得した非機能通貨を使用するなどした場合に、為替差損益が実現する (Rev.Rul.74-7)」⁽⁴²⁾とされている。非機能通貨は、機能通貨を基準（通常は原価）とする貨幣以外の財産として扱われ、その処分損益は為替差損益となる (Rev.Rul.74-7)。

第 2 節 アメリカにおける為替差損益の課税関係

1 988 条取引

為替差損益を生ずる外貨建取引の多くを内国歳入法典 988 条が規律し、同条の適用対象である取引は 988 条取引と呼ばれ、988 条取引とは、外貨建債権債務の取得、外貨建所得や費用の発生、通貨先物取引等及び外貨の売買を指し、外貨建株式の取得や個人の私的取引の一部は 988 条取引に当たらないこととされているものの、全体としては外貨建取引を包括的に対象としている⁽⁴³⁾。

2 為替差損益（外貨損益）の計算方法

内国歳入法典は外貨損益を 988 条取引から生じた損益のうち、記帳時から支払時の間の為替レートの変動による損益、すなわち為替差損益に当たる部分であると定義し、取引類型ごとに外貨損益に当たる部分の計算方法は財務省規則が詳細に説明しているが、その基本的な計算方法は外貨による基準価格と為替レートの変化の積である⁽⁴⁴⁾。

(42) 泉・前掲注(35)25 頁。

(43) 藤岡・前掲注(2) 131-11・12-173 (1059) 頁 - 131-11・12-171 (1057) 頁。

(44) 藤岡・前掲注(2) 131-11・12-171 (1057) 頁、131-11・12-170 (1056) 頁。

3 為替差損益（外貨損益）の所得区分

外貨は、キャピタル・ゲイン課税の対象となる内国歳入法典 1221 条の資本資産の定義から除外されていない。

しかしながら、為替差損益（外貨損益）は、基本的には、通常所得又は損失として課税される。なお、財務省規則が定める場合については、利子として課税され、一部のデリバティブ取引はキャピタル・ゲイン又はロスとして課税されることを選択できる⁽⁴⁵⁾。

為替差損益の性質を通常所得として扱うことの根拠は、為替差損益が利子と同等の要素を有していることに起因するようである⁽⁴⁶⁾。

連邦所得税法上、為替差損益については、利子的要素とキャピタル・ゲイン的要素から成り、かつ、両者の区分は困難であることから、原則として、キャピタル・ゲイン又はロスではなく、通常所得又は損失として一律に扱うプラグマティックな立法的解決を図っている。ただし、外貨自体がキャピタル・ゲイン又はロスを生み出す property ないし資本的資産に該当する可能性を否定しているわけではない⁽⁴⁷⁾。

4 為替差損益（外貨損益）の実現

アメリカ財務省規則（Rev.Rul.）74 - 6 によると、非機能通貨は、一般的に貨幣以外の財産として扱われ、その通貨が異なる通貨と交換されたり、使用されたりするたびに、交換損益が認識される。また、ある非機能通貨と別の非機能通貨との交換は、内国歳入法典 1031 条の下で否認の対象となる同種交換ではないとされている。

(45) 藤岡・前掲注(2) 131-11・12-169 (1055) 頁、131-11・12-168 (1054) 頁。

(46) 泉・前掲注(35)26 頁。

(47) 泉・前掲注(35)30 頁。

第 3 節 小括

上記でみてきたとおり、アメリカにおける内国歳入法典上、為替差損益をどのような所得であると認識しているかについては、988 条取引の法制化前の検討段階の議論においては、利子等価アプローチ、つまり、利子相当であるとして、キャピタル・ゲインではないと考えられていたようである。

他方、最終的には法制化の過程で利子等価アプローチの全面的な採用はなされなかつた。また、内国歳入法典においては、外貨は金銭ではなく、(物としての) 財産として位置づけられていることも踏まえれば、現行の内国歳入法典上は、為替差損益をキャピタル・ゲインであると考えているのではないかとの主張も考えられる。

しかしながら、アメリカにおける内国歳入法典上、為替差損益は、基本的には、キャピタル・ゲインとして課税されておらず、通常所得として課税されている。

この為替差損益を通常所得とする取扱いは、議会が通貨変動を実質的に利子の代替物であると考えていることに由来すると説明されている⁽⁴⁸⁾との論述もある。また、どこまで利子等価アプローチの考え方方が現在の法案に残っていると考えるかは判断が分かれるところであろうとの論述もある⁽⁴⁹⁾。

これらを踏まえると、筆者としては、アメリカでは為替差損益の性質について、利子としての性質やキャピタル・ゲインとしての性質があるとの議論が行われ、特に法制化の前段階においては、利子等価アプローチを中心に議論がなされ、最終的には、利子としての性質があるものとして、通常所得として課税されているという点は、重要であると考える。

(48) 泉・前掲注(35)22 頁。

(49) 藤岡・前掲注(2) 131-11・12-165 (1051) 頁。

第 5 章 為替差損益に対する課税の整理・評価

為替差損益に対する所得税の課税に関する論点は、裁判例をみても、「所得区分」、「課税時期」及び「取得原価の計算方法」であると考えられる。そこで、「為替差損益の所得該当性」及び「為替差損益は収入なのか、それとも、所得なのか」について検討した上で、これらの 3 つの論点について、以下、整理することとする。

第 1 節 為替差損益は課税すべき所得か否か

そもそも、為替差損益を所得税法上、課税すべきか否かという論点がある。

まず、所得税法上の課税すべき所得とは、各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値、すなわち経済的利得を所得と観念すると⁽⁵⁰⁾、為替差損益はある外貨を円貨若しくは別の外貨又は別の資産に換えることにより、新たに円貨若しくは別の外貨又は別の資産という経済的価値を取得することから、所得税法の規定により課税すべき所得に該当すると考えられる。

また、所得税法上の課税すべき「所得」について、金子名誉教授は、所得はいかなる源泉から生じたものであるかを問わず課税の対象となると解すべきであり、為替差損益等の経済的利益も課税の対象となると解すべき⁽⁵¹⁾であると述べられている⁽⁵²⁾。

さらに、東京地裁令和 7 年判決は「所得税法は、包括的所得概念を採用し、

(50) 金子宏『租税法〔第 24 版〕』(弘文堂、2021) 196 頁。

(51) 金子・前掲注(50)197 頁。

(52) 藤岡准教授は、「為替差損益の発生は、所得概念が絶対的なものではなく、相対的なものであることを示している。」とした上で、「現在の課税実務上の取扱いは、自國通貨でない通貨によって取引をした場合に利得又は損失が発生することが前提となっている。これは、居住地国の通貨を機能通貨として所得を算定するためである。」としつつも、居住地国の通貨ではなく、複数通貨で所得の発生を考えた場合には、「外国通貨で土地を購入した時点で果たして所得が発生しているかについては再検討の余地がある。」と述べられている（藤岡祐治「所得の発生と通貨」『市場・國家と法－中里実先生古希祝賀論文集』26、37、38 頁（有斐閣、2024））。

およそ人の担税力を増加させる経済的利得の全てを所得として構成するものとしているところ、外貨の為替レートの変動に基づく利益である為替差益も、人の担税力を増加させる経済的利得に当たるから、所得を構成するものといえる。」と判示している。

よって、為替差損益は所得税法上の「課税すべき所得」に該当するものと考えられる。

第 2 節 為替差損益は収入か、それとも、所得か

例えば、ドルをユーロに換えた場合の為替差損益について、①取得したユーロの価額から払い出したドルの取得価額を控除した差額である為替差損益が所得税法 36 条 1 項の経済的利益として「収入金額」になるのか、それとも、②取得したユーロの価額が所得税法 36 条 1 項の収入金額と、払い出したドルの取得価額が必要経費となり、その差額である為替差損益は、「所得の金額」となるのかは、見解が分かれるところである。

1 現行課税実務等の整理

(1) 国税庁のホームページに掲載されている質疑応答事例

国税庁のホームページに掲載されている質疑応答事例⁽⁵³⁾によると、「外国通貨（ユーロ）の額をその交換時の為替レートにより円換算した金額と当初の円から米ドルへの交換時の為替レートにより円換算した金額との差額（為替差損益）が所得税法 36 条《収入金額》の収入すべき金額として実現したと考えられます」とされていることから、現行の課税実務は、為替差損益を上記①の「収入金額」として捉えているものと考えられる。

(2) 裁判例

裁判例のうち、第 3 章第 2 節の令和 4 年東京地裁判決は、「同取引時点に

(53) 国税庁ホームページ質疑応答事例・前掲注(18)。

における為替レートによる当該他の種類の外貨（B）又は有価証券の取得価額の円換算額から、その取得のために要した外貨（A）の取得価額の円換算額を控除した差額に相当する経済的価値の流入又は流出（収入又は損失）が生ずることになるといえるところ、これは、本件各取引に係る為替差損益にほかならない」、「本件各取引がされた年において、本件各取引に係る為替差損益を「収入すべき金額」として認識することができる。」と判示し、また、第 3 章第 3 節の令和 7 年東京地裁判決は「当該為替差益は、「収入すべき金額」に該当する。」と判示していることから、これらの判決は、上記（1）と同じく、為替差損益を上記①の「収入金額」として捉えているものと考えられる。

他方、裁判例のうち、第 3 章第 1 節の令和 5 年東京地裁判決は、「為替差益が雑所得を生じた場合に、当該所得の計算上必要経費に算入すべき外国通貨（外貨建ての預金債権も含む。）の取得費」と述べていることから、為替差損益を上記②の「所得の金額」として捉えているものと考えられる。

2 筆者の考え方（私見）

為替差損益が「収入金額」なのか「所得の金額」なのかの問題は、突き詰めれば、所得税を課税すべき収入金額となるものが、「為替差損益」（経済的利益）の流入なのか「外貨」（物）の流入なのかという問題になるものと考えられる。前者であれば為替差損益は「収入金額」になるし、後者であれば為替差損益は「所得の金額」になる。

（1）収入金額の概念

まず、収入金額の概念について検討すると、「所得税法は、収入金額の意義について何ら規定していないので、専ら解釈によってこれを明らかにするほかはないが、所得税法上の収入金額という概念は、言語学的に本来「収入」が有している意味内容はともかく、いわゆる法概念として所得税法独自の意味内容を有しているとされ、一般には、「外部からの経済的価値の流入」と解されている。ただ、所得税法上の収入金額は、担税力の指標とし

ての所得の積極的項目をなすものであるから、収入金額をもって外部から流入する経済的な価値に限定すべきではなく、外部との関係において消極的な価値が減少、消滅すること（例えば、債務免除を受けること）も収入の一形態ということになる。」⁽⁵⁴⁾とされている。

（2）筆者の考え方及びその理由

上記（1）を踏まえると、筆者としては、収入金額となるものは「為替差損益」（経済的利益）の流入なのか、「外貨」（物）の流入なのかについて、いずれの考え方もあり得るもの、次の理由から、収入金額となるものは「外貨」（物）の流入であり、為替差損益は「所得の金額」になるものと考える⁽⁵⁵⁾。

イ 交換類似の取引により取得する外貨が経済的な価値の流入であること

第 1 章第 3 節で整理したとおり、外貨（例えばドル）を他の外貨（例えばユーロ）に換える取引（通貨交換取引）は、交換類似の無名契約であると考えられ、その取引により、ユーロを取得することとなる⁽⁵⁶⁾ことから、「収入金額」を「経済的価値の流入」であると考えると、ユーロを取得することは、まさしく、ユーロという経済的価値の流入であると考えられるし、収入すべきことが確定する権利は、ユーロを取得する権利

(54) 武田昌輔監修『コンメンタール×所得税税務叢書 Digital（令和 6 年度版）（コンメントル所得税法 2 - 2 卷）』3126 頁（第一法規）（https://zei-ptl.d1-law.com/cgi-bin/D1WP_KAIZEI/D1WPkzHonbunTop.exe?t=17444166494925）（令和 7 年 6 月 1 日最終閲覧）。

(55) 新株予約権など（ストック・オプション）については、権利の行使により取得した株式のその行使の日等における価額から当該権利の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額を控除した金額が収入金額とされている（所得税法施行令 84 条 3 項）ため、権利行使により取得した株式の価額が収入金額とされているのではなく、権利の取得価額と払込金額を控除した後の権利行使益が収入金額として規定されている。これは、ストック・オプションは、あらかじめ定められた契約により、報酬（給与）の性質を有する差額である権利行使益が発生するためであると考えられるところ、為替差損益とは所得の性質が異なるものと考える。

(56) 外貨を円貨に換える場合には、売買類似の契約となり、金銭である円貨が流入することから、その円貨が収入金額になると考えられる。

であると考えられ、為替差損益ではないと考えられる。

□ 所得税法の規定に整合すること

所得税法 36 条 1 項が「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」と規定し、「物」を先に観念し、経済的利益は「物」又は「権利」以外のものを規定していると考えられることからも、外貨の物的性質を重視して「金銭以外の物」に該当すると考える方が条文の規定と整合的である。さらに、所得税法が、あえて収入金額と必要経費との差額をもって所得の金額と規定していることとも整合的である。

なお、株式及び暗号資産についても、収入金額と必要経費（取得費）を観念しており、これらとも整合的になる。

(3) 小括

上記（2）のとおり、筆者としては、為替差損益は「所得の金額」になるものと考えている。

しかしながら、上記（2）の 2 つの理由は、為替差損益を「所得の金額」と解すべき絶対的な理由とまではなり得ないし、金子名誉教授も、「現金の形をとった利得のみでなく、現物給付・債務免除益・為替差益等の経済的利益も課税の対象となると解すべき」⁽⁵⁷⁾とされ、為替差損益等を経済的利益、つまり、収入金額と捉えておられるようなので、収入金額は差額である「為替差損益」（経済的利益）の流入であり、為替差損益は「収入金額」になるとの考え方を取り得るものと考えられる。

なお、外貨の取得価額が控除でき、為替差損が為替差益から控除できるのであれば、為替差損益を「収入金額」と捉えようが、「所得の金額」と捉えようが、為替差損益が実現したかどうかの判断における説明の容易さの相違はあるものの、実際の課税における差異はないと考えられる⁽⁵⁸⁾。

(57) 金子・前掲注(50)197 頁。

(58) 為替差損益を「収入金額」と捉えた場合には、為替差損益の所得区分において譲渡所得との結論にはなりにくいのではないかと考えられる。

第 3 節 為替差損益の所得区分

1 国会での議論の整理

平成 31 年 3 月 20 日の参議院の財政金融委員会の議論の中では、次のとおり、答弁がなされている。これは、外貨の為替差損益が譲渡所得に該当しない理由として、外貨は資産に該当する、外貨の交換は譲渡に該当する、しかしながら、外貨（資産）は、譲渡所得の基となる資産には該当しないためであると答弁しているものと考えられる。

(1) 政府参考人（星野次彦主税局長（当時））

外国通貨については、通貨という位置付けのほかに物という性格があるのでないかという、そういう御意見もある。物としての価値の変化を捉まえて譲渡所得課税すべきという議論もあるが、やはり譲渡所得という所得区分は、資産が一定期間保有されて、その間に経済的価値が累積していった場合に、それをまさに手放す際にまとめて生ずる税負担を 2 分の 1 課税や 50 万円の特別控除を通じて緩和をするといったような趣旨で区分が設けられているという、こういった制度趣旨に鑑みても、外為法上の対外支払手段として隨時様々な資産の対価の弁済に用いることができる、こうした外国通貨について一般的な資産と異なる課税方式としていることは、それは税負担の求め方としては合理性はあるのではないかというふうに考えている。

(2) 政府参考人（並木稔国税庁次長（当時））

外貨と邦貨との交換による、生じる為替差損益に係る所得区分について、国税当局としての見解は、為替差損益は外貨を邦貨などの他の通貨と交換する際の交換レートの変動により生ずるものであって、外貨自体の価値が変動したものとは考えられず、資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものと考えられる。

このため、国税当局としては、外貨は資産ではあるものの、譲渡所得の基となる資産には該当せず、外貨と邦貨との交換により生ずる為替差損

益、つまり外貨の譲渡による所得は一次的に譲渡所得には該当しないものとして取り扱っている。

2 学説の整理

為替差損益の所得区分に関する学説の考え方を整理すると、次のとおりである。

(1) 譲渡所得（キャピタル・ゲイン）であるとの考え方

イ 金子名誉教授

従前は、外貨の円貨との交換も資産の譲渡に含まれると解すべきである（東京地判平成 24 年 7 月 6 日（未公刊）参照）と述べられていた⁽⁵⁹⁾。

その後、外貨も、資産の一種であり、外貨と円貨との交換からは、資産の譲渡損益として、為替差損益が生ずる（名古屋高判平成 25 年 5 月 16 日税資 263 号順号 12215（原審の名古屋地判平成 24 年 11 月 29 日税資 262 号順号 12100 も同旨）参照）と述べられていた⁽⁶⁰⁾。

しかしながら、租税法〔第 24 版〕においては、上記の「外貨も、資産の一種であり、外貨と円貨との交換からは、資産の譲渡損益として、為替差損益が生ずる（名古屋高判平成 25 年 5 月 16 日税資 263 号順号 12215（原審の名古屋地判平成 24 年 11 月 29 日税資 262 号順号 12100 も同旨）参照）」との記述はなされていない⁽⁶¹⁾。

ロ 品川名誉教授

第 3 章第 1 節で令和 5 年東京地裁判決に対する判例評釈を記載したとおり、「外貨」を「資産」から除外する理由はなく、為替差損益は、外貨と円貨の交換すなわち譲渡による外貨の価値の増減によってもたらされるものであるから、資産の譲渡すなわち譲渡所得として認識される

(59) 金子宏『租税法〔第 22 版〕』（弘文堂、2017）249 頁。

(60) 金子宏『租税法〔第 23 版〕』（弘文堂、2019）262 頁。

(61) 金子・前掲注(50)266 頁。

ことになるとされている⁽⁶²⁾。

ハ 泉教授

所得税法は、円単位で所得を測定し、税額を算定することが予定されており、よって所得税法の世界では円という通貨のみが価値を計る唯一の物差しであると解すると、明文の規定がないにもかかわらず、譲渡所得の基因となる資産から外貨を除外することには、解釈論としての限界があるのではないかという疑問に接続する⁽⁶³⁾。

二 武田名誉教授

譲渡所得は、金銭債権による損益を除くとしているが（所得税基本通達 33-1）、譲渡所得は本来、値上がり等のある資産が前提とされているものと解されるから、金銭債権は除いているものと解されよう。このように考えればむしろ少なくとも外貨についての売買による損益は譲渡所得として取り扱われるべきであると考える⁽⁶⁴⁾。

ホ 木山教授

第 3 章第 1 節で令和 5 年東京地裁判決の判例評釈を記載したとおり、外貨による為替差損益の現実の側面をみれば、実質は投機的な資産運用であり、市場価格の上昇可能性から「資産」とされる不動産や株式との差異はなく、判決は、増加益が生じ得る「価値」の意義を議論すべきであったとされている⁽⁶⁵⁾。

ヘ 上條教授

外貨も、円貨と交換可能である限り、その価値の値上がりによる増加益は、基本的には、譲渡所得の課税の対象になると考えられる⁽⁶⁶⁾。

(62) 品川・前掲注(22)40 頁。

(63) 泉鉢也「仮想通貨の譲渡（売却又は使用）と所得税法上の所得区分—外国通貨や為替差損益に対する課税問題も視野に入れて—」税務事例 50 卷 10 号 22 頁 (2018)。

(64) 武田昌輔「サラリーマンの有する外貨についての譲渡損益」税経通信 52 卷 15 号 205 頁 (1997)。

(65) 木山・前掲注(23)121 頁。

(66) 上條克彦「判例評釈 外貨建取引により取得及び譲渡した財産に係る譲渡所得の

(2) 雜所得であるとの考え方

イ 中里名誉教授

第 3 章第 2 節で令和 4 年東京地裁判決の判例評釈を記載したとおり、金銭の譲渡という概念も観念されないことから、為替差益は譲渡所得に含まれず、雑所得となるとされている⁽⁶⁷⁾。

ロ 佐藤英明教授

外国の通貨、たとえば米ドルは交換レートという形式で日本の「円 (JPY)」で価値を計ることができるし、その「円」で表した価値が変動するが、これは「資産」にはあたらないと解されている（為替相場の変動による損益は、通常、雑所得とされている）⁽⁶⁸⁾。

(3) 中立的な考え方

坂巻教授の考え方は、第 3 章第 2 節で令和 4 年東京地裁判決の判例評釈を記載したとおり、第 1 に、外貨は、邦貨とは異なって、キャピタル・ゲイン又はロスを生じさせる資産に該当するとの見解がありうる。この見解のもとでは、本件為替差損益の本質は、外貨 A のキャピタル・ゲイン又はロスであり、「資産の譲渡による・・・・所得」として譲渡所得にあたりうる。第 2 に、外貨も邦貨と同様に、「商品の価値尺度や交換手段」であって、「貨幣自身の価値の増加又は減少を観念することができない」とする見解がありうる。この見解のもとでは、本件為替差損益の所得区分は譲渡所得にあたることはなく、事業所得又は雑所得にあたる⁽⁶⁹⁾として、両方の見解があり得るとされているものと考えられる。

金額の計算上、外貨建てで算出した譲渡所得の金額を譲渡時の為替相場で円換算することは相当でないとした事例 国税不服審判所平成 22 年 6 月 28 日裁決（裁決事例集 79 号）』税大ジャーナル 19 2012.8 198 頁（税大、2012）。

(67) 中里・前掲注(30)111 頁。

(68) 佐藤英明『スタンダード所得税法〔第 4 版〕』87 頁（弘文堂、2024）。

(69) 坂巻・前掲注(29)152 頁。

3 裁判例の整理

裁判例では、第 3 章で整理した事件では、いずれも為替差損益につき、雑所得に該当する旨判示している⁽⁷⁰⁾。為替差損益が、譲渡所得に該当するか、雑所得に該当するかが争点となった令和 5 年東京地裁判決では、①譲渡所得の課税対象となる資産は価値の増加益を観念できるものであるが、外貨は価値尺度たる貨幣であるから価値の増減を観念できず、為替差損益は外貨自体の価値の増減ではなく、外貨は譲渡所得の対象となる資産に該当しない、②また、他の類型の所得にも該当しないため、雑所得に区分される旨判示している⁽⁷¹⁾。

4 上記 1 から 3 までを踏まえた筆者の評価・私見

(1) 上記 1 から 3 までの総括

上記 1 から 3 までを整理すると、為替差損益につき、現行の課税実務（国税庁の見解）及び裁判例は、雑所得に該当すると判断している一方で、学説においては、譲渡所得に該当するとの考えが多いように感じられる。このように、現行の課税実務（国税庁の見解）における取扱いが公表され、裁判例も出ているにも関わらず、学説による批判的な考え方が多いということは、現行の課税実務（国税庁の見解）及び裁判例における為替差損益が雑所得に該当することの理由が説得的でないためのようにも考えられる。

(2) 筆者の考える為替差損益の所得区分

筆者としては、まずは、上記 3 のとおり裁判所が判断した理由である①外貨は価値尺度たる貨幣であるから価値の増減を観念できず、②為替差損

(70) 令和 7 年東京地裁判決では、為替差損益を雑所得とする所得区分については、争いとなっていない。

(71) 主に、為替差損益が、事業所得に該当するか、雑所得に該当するかが争点となつた令和 4 年東京地裁判決は、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務であるということはできないため、本件各取引に係る為替差損益から生ずる所得が事業所得に該当することはなく、雑所得に該当する旨判示している。

益は外貨自体の価値の増減ではないことから、為替差損益は、譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものと考える。

しかしながら、上記の理由では学説からの理解を得られていないと考えられることから、為替差損益が譲渡所得には該当せず、雑所得に該当する理由の補充を試みる。筆者は、為替差損益の所得区分の判定の場面においては、その所得の性質に鑑み検討することが適当であると考えるところ、為替差損益は、外貨と円貨との相対的な換算レートが変動することにより生じ、利子に類似し、資産の値上がり益ではないため、譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するとの考えである。

この点を中心に、以下、筆者が、為替差損益が雑所得である（譲渡所得に該当しない）と考える理由を述べる。

イ 為替差損益は「資産の譲渡による所得」（資産の値上がり益）には該当しない。

上記 1 及び 3 の政府の見解及び裁判所の見解は、ともに、為替差損益は外貨の価値の変動（増減）、つまり、外貨の値上がり益ではなく、外貨は譲渡所得の基となる資産には該当しないと結論付けている。

これは、「譲渡所得の基となる資産」に該当しないとしていることが、「資産の譲渡による所得」と規定する所得税法の条文との関係で少し不整合であると感じられる。

筆者の考え方は、次のとおりである。

①外貨は「資産」に該当する、②外貨の交換は「譲渡」にも該当する、
しかしながら、③資産である外貨の交換による為替差損益は、「(資産の
譲渡) による所得」、資産の譲渡による値上がり益には該当しないため、

為替差損益は譲渡所得には該当しないものと考える⁽⁷²⁾⁽⁷³⁾。

また、為替差損益は、外貨の金銭的性格に着目すると、外貨は価値尺度たる貨幣であるから、一定期間の蓄積による価値の増減を観念できず、また、外貨と円貨との相対的な換算レートの変動により、つまり、外貨の価値の増加か、円の価値の減少かのいずれか又は両方によって生じるものである。

さらに、あくまでも、為替差損益の基となる為替レートの変動は、主に外貨と円との金利差によるものであることから、外貨又は円の金利の変動により生ずるものであり、その性格は金利（利子）の代替であり、利子に類似するものであるとも考えられる。そうすると、為替差損益を雑所得に該当するものと解することは、利子所得に該当しない利子を雑所得に該当する⁽⁷⁴⁾ものと解している現在の解釈とも整合的である。

□ 米国では、為替差損益は、利子相当部分とキャピタル・ゲイン部分があるが、それらは区分できないと考えられている。

米国では、為替差損益には、利子に相当する予想された為替差損益部分とキャピタル・ゲインに相当する予期せぬ為替差損益部分とが存在し、

(72) 酒井教授も、金銭債権の譲渡に関する記述の際ではあるが、「条文上「資産」とされているものを「キャピタル・ゲインを生ずべき資産」と解釈することは文理上疑問でもある。このように譲渡所得をキャピタル・ゲインの清算所得と位置付け、金銭債権の譲渡からはキャピタル・ゲインが生じないと理解する立場に立つのであれば、金銭債権を「資産」から除外するという解釈よりは、むしろ譲渡所得に金銭債権の譲渡による所得が包摂されないという説明の方がわかりやすいようにも思われる。」とされている（酒井克彦『所得税法の論点研究－裁判例・学説・実務の総合的検討－』179 頁（財経詳報社、2011））。

(73) 所得税法 33 条 1 項は、資産の譲渡によってその資産が所有者の手を離れる際に、その所有期間中の当該資産の増加益を清算して課税する旨を定めたものである（最高裁判和 41 年（行ツ）第 102 号同 47 年 12 月 26 日第三小法廷判決・民集 26 卷 10 号 2083 頁。）とされ、税制上のキャピタル・ゲインの概念について、所有資産の増加益のうち資産所有者がコントロールできない外的要因によるものとするのが一般的な理解である（金子宏「21 世紀を支える税制の論理第 2 卷所得税の理論と課題〔二訂版〕」180 頁（税務経理協会、2001））。

(74) 「法人の役員等の勤務先預け金の利子で利子所得とされないもの」、「いわゆる学校債、組合債等の利子」、国税の還付加算金などは雑所得として例示されている（所得税基本通達 35-1(1)～(4)）。

これらを区分することは困難であることから、為替差損益をキャピタル・ゲインと同様に課税することはせず、通常所得として課税することとされた。

- ハ 現行所得税法（及び租税特別措置法）は、為替差損益を利子に類似するものとの考え方を前提に規定している。

現行の所得税法（及び租税特別措置法）は、外貨で表示された預貯金でその元本及び利子をあらかじめ約定した率により本邦通貨又は当該外貨以外の外貨に換算して支払うこととされているものの為替差損益を利子所得と同様に課税する（租税特別措置法 41 条の 10、所得税法 174 条）こととし、一部ではあるが、為替差損益を利子に類似するものとして規定している。

第 4 節 為替差損益の課税時期

1 現行の取扱いの概要

現行の為替差損益に関する課税時期（所得の実現時期）の取扱いについて、法令上、明確な規定はないものの、所得税法 36 条の権利確定主義に基づき、ある外貨という資産が他の外貨を含めて別の資産に換わったと認定できるような場合における当該別の資産に換わった時を課税時期と判断して課税を行っているものと考えられる。

このことは、国税庁のホームページに質疑応答事例として掲載されている次の事例につき、為替差益を所得として認識する必要がある旨記載され、国税庁の見解が明らかにされているほか、第 3 章において整理した裁判例においても、おおむね肯定されているものと考えられる。

- ① 米ドル建で預け入れていた預金 10 万ドルと 5 万ドルを払い出し、これらの資金を用いて米国内にある貸付用の建物を 12 万ドルで購入した事

例⁽⁷⁵⁾

- ② 米ドル建で預け入れていた預金 10 万ドルを払い出し、その全額を外貨建 MMF（米ドル建公社債投資信託）に投資した事例⁽⁷⁶⁾
- ③ 100 万円の現金を米ドル（1 万ドル）に交換し、その後、この米ドル（1 万ドル）を他の外貨（8,000 ユーロ）に交換した事例⁽⁷⁷⁾

なお、国税庁のホームページに質疑応答事例として掲載されている「A 銀行に米ドル建で預け入れていた定期預金 1 万ドルが満期となったため、満期日に全額を払い出し、同日、本件預金の元本部分 1 万ドルを B 銀行に預け入れた事例」⁽⁷⁸⁾については、外貨の保有状態に実質的な変化がないとされ、為替差益を認識する必要はない、つまり、為替差損益は実現していないものと整理されている。このことも、ある外貨という資産が他の外貨を含めて別の資産に換わったといえるかどうかが、為替差損益が実現したかどうかのメールマールになっているとの考え方と整合的であるものと考えられる。

2 筆者の評価・私見

為替差損益の課税時期の検討においては、外貨は所得税法 36 条に規定する「金銭」には含まれないと考えられることから、外貨の性格につき物的性格を重視して検討することとなる。

為替差損益の課税時期につき、問題となっているのは、外貨を円転せずに他の外貨や有価証券などの他の資産に換えた場合に、元々有していた外貨の為替差損益が実現したとして課税すべきか否かである。そこで、当該取引の代表例である「まず円をドルに換え、その後、ドルをユーロに換えた場合」について検討する。

(75) 国税庁ホームページ質疑応答事例・前掲注(16)。

(76) 国税庁ホームページ質疑応答事例・前掲注(17)。

(77) 国税庁ホームページ質疑応答事例・前掲注(18)。

(78) 国税庁ホームページ質疑応答事例「外貨建預貯金の預入及び払出に係る為替差損益の取扱い」(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/39.htm>) (令和 7 年 6 月 1 日最終閲覧)。

(1) 所得の実現について

第 2 節でも述べたとおり、筆者の考え方によると、ドルをユーロに換えた場合において、取得したユーロには経済的価値があり、外部から流入していることから収入すべき対象（所得税の課税対象）はユーロである。よって、その収入の原因となる権利はユーロを取得する権利であることから、所得税法 36 条の権利確定主義により、ドルをユーロに換える取引を発注し、ドルを引き渡した時点でユーロを取得する権利は確定するものと考えられる。つまり、新たな経済的価値を持ったユーロが外部から流入したことにより、所得税法 36 条の収入すべき金額として実現したものと考えられる。

(2) 所得の実現に対する主張に対する検討

上記（1）の考え方に対して、ドルをユーロに換えただけでは、為替差損益は、未実現であるとの批判が考えられる。この批判の主な論拠としては、第 3 章第 2 節の 4 で整理したとおり、①ドルをユーロに換えることは両替であり、両替は所得税法 57 条の 3 の外貨建取引に該当しない。また、②本件は、ドルを円に換えたことを前提とするみなし実現、時価評価に対して課税を行うものであり、適当ではない。さらに、③純額的に為替差損益を経済的利益（収入金額）として課税するとした場合には、経済的利益（為替差損益）は実現しているとは言えない。との考え方であると考えられる。これらの点については、次のように考える。

イ ドルをユーロに換えることは両替であり、両替は所得税法 57 条の 3 の外貨建取引に該当しないとの主張に対する考え方

金銭と金銭の交換は、「両替」という売買でも交換でもない無名契約であり、所得税法 57 条の 3 の外貨建取引に該当しないとの主張がある。

これに対しては、両替⁽⁷⁹⁾は交換の規定と売買の規定とを準用して問題

(79) 両替は『法令用語辞典＜第 11 次改訂版＞』777 頁（学陽書房、2023）による
と、「通貨を異種の通貨と交換すること」、「一般に法令で「両替」というときは邦貨
を異種の邦貨と交換することをも含めた意味で用いられている。」とされている。他

を解決すべき⁽⁸⁰⁾とされていることから、交換や売買と同様に課税関係を整理すべきであり、外貨が物的性質をも有することも踏まえれば、物と物との交換である交換類似として課税関係を検討すべきであると考えられる。これは、第 1 章第 3 節で整理した通貨交換契約を交換類似の無名契約とする考え方とも整合する。所得税法において、交換は、特に課税を繰り延べる旨の規定がない限り、課税の対象となる取引であることから、外貨を別の外貨に換える取引も課税すべきであると考える。

また、両替は所得税法 57 条の 3 の外貨建取引に該当しないとの意図が明らかではないが、外貨と別の外貨の交換は、所得税法 57 条の 3 第 1 項が「外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借り入れその他の取引」と規定し、売買又は交換に限定していない上、少なくとも「外国通貨で支払が行われるその他の取引」には、該当すると考えられる。

□ ドルをユーロに換えることは例外的に時価評価が適用される場合に該当しないとの主張に対する考え方

所得税法 36 条は、「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合」には、「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする」と定めて、例外的に時価評価を採用しているとした上で、ドルをユーロに換えることは、この例外的に時価評価が適用される場合に該当しないとの主張がある。

これも、外貨が金銭であることを前提に、金銭である外貨は、「金銭以外」の「物又は権利その他経済的な利益」には該当しないから、「物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額」で収入金額を計上する必要はないとの主張であると考えられる。

この点については、第 1 章第 2 節で述べたとおり、外貨は金錢的性質

方、民法では商法の商行為を念頭に、異種の通貨間の交換を対象としているものと考えられる。このように、両替という用語の意義は多義的である。

(80) 我妻・前掲注(5)1255 頁。

と物的性格とを有するため、外貨を必ずしも金銭としてのみ捉えることは適当ではないと考える。また、吉村典久名誉教授は、「所得税法 36 条にいう「金銭」とはその額面で価額を測定する円貨に限定されていると考える方がより適切なように思われる。したがって、外貨は、所得税法 36 条に定める「金銭以外の物」に該当する。」⁽⁸¹⁾と述べられており、筆者としては、外貨は物的性格を有することから、時価評価が適用され、「物」を取得する時の価額により所得が実現するものと考える。

ハ 経済的利益（為替差損益）は実現しているとは言えないとの主張に対する考え方

まず、筆者の見解は、第 2 節で述べたとおり、ドルをユーロに換える取引は、総額的に捉えるべきであり、ユーロの流入を収入すべき金額、為替差損益は所得の金額であると考えているので、為替差損益を収入として純額的に考えることは適当ではない。

その上で、仮に純額的に捉えたとしても、ドルをユーロに換えた場合には、第 3 章第 2 節の令和 4 年東京地裁判決が判示したとおり、取引前までに保有していたドルの為替変動リスクに影響されることのないユーロを取得することができる権利が確定し、ドルの為替変動リスクによってその円換算額が影響されない価値として保有されることが確定することになる。これにより、ドルの為替変動リスクを負っていた間の円換算額の増減分の経済的価値（為替差損益）の流入が生ずることになるところ、当該経済的価値（為替差損益）の流入が確定するのはドルをユーロに換えた時点であるため、ドルをユーロに換えることにより為替差損益は実現するものと考えられる。

また、所得税法施行令 84 条 3 項のストック・オプションに対する課税は、その権利行使した際に株式を取得することが確定し、その払込金額との差額である経済的利益（収入金額）が確定するとの考え方であ

(81) 吉村・前掲注(7)318 頁

る。所得の性質は異なるものの、これと同様に考えると、ドルをユーロに換える際にユーロを取得することが確定（実現）し、その支払額であるドルとの差額である為替差損益、つまり経済的利益（収入金額）も確定（実現）すると考えられる。

さらに、円転しないと為替差損益である経済的利益（収入金額）が実現しないという理屈がない。つまり、ドルを円に換えた場合には為替差損益である経済的利益（収入金額）も確定（実現）するが、ドルをユーロに換えた場合には為替差損益である経済的利益（収入金額）が確定（実現）しないとする理屈は、円建ての金銭で収入しない限り、所得が実現しないとの発想であり、円建ての金銭に関わらず、あらゆる経済的利益を課税する所得税の収入金額概念にも合わない。

（3）所得の実現についての更なる検討

所得が実現したかどうかは権利確定主義により判断すべきであり、上記（1）及び（2）のとおり、ドルをユーロに換えた場合には、所得は実現しているものと考えられるが、更に検討を行うと、次のとおりである。

イ 実現は別のものに形を変えて大きさを測れるようになること

佐藤英明教授は、明確な定義とはとてもいえない、と断りつつではあるが、「発生している所得が別のもの（または具体的な何か）に形を変え、所得の大きさを測れるようになること」⁽⁸²⁾を指して実現であると考えられている。

これを外貨取引に当てはめる。ドルをユーロに換えた場合には、ドルについて発生していた為替差損益がユーロに変わり、その時点で大きさを測れるようになるから、所得は実現していると考えられる。

ロ 収入金額の有無は出ていった物により判定すべきであること

岡村名誉教授ほかは、「たとえば、AさんがBさんに物を売って金錢を得たとする。Aさんには、金錢が収入金額となる。しかし、金錢を支払っ

(82) 佐藤・前掲注(68)18 頁（弘文堂、2024）。

て物を得た相手の B さんには、収入金額はない。」というケースにおいて、「収入という行為を考えているかぎり、どちらの取引でも物が入ってきている。にもかかわらず、金銭を出せば収入金額はなく、物を出せばある。収入金額があるかどうかは、入ってきた方ではなく、出ていった方で決まるのではないか。」「収入という言葉は、たしかに入ってくる物を想起されるが、本当は出ていった物が鍵を握っているのである。」⁽⁸³⁾と述べられている。

これを外貨取引に当てはめる。ドルを円に換えた場合に所得が実現する（収入金額を計上する）ことには、異論がない。ドルをユーロに換えた場合に所得が実現するかどうかを検討する上で、出ていった物に着目すると、それはドルであり、ドルを円に換えた場合と同じであることから、出ていった物に着目する以上、ドルを円に換えるのも、ドルをユーロに換えるのも同じことであり、ドルをユーロに換えた場合にも所得が実現すると考えることが適当であるということになる。

ハ 所得税法は交換取引を課税対象としていること

所得税法は、交換の場合には原則として所得が実現し課税することとしつつ、継続保有が認められる場合には、例外的に明確な法令の規定をもってその時点では課税をしないこととしている。

これを外貨取引に当てはめる。ドルをユーロに換えることは、上記（2）イのとおり、交換取引に類似することから、原則として、所得が実現したとして課税すべきであり、例外の法令の規定もないことから、課税を繰り延べる理由もない。

ニ 米国では交換された資産が実質的に異なる場合には実現とされていること

金融機関が抵当権付き債権を交換した際に所得（損失）が実現するか

(83) 岡村忠生ほか『租税法〔第4版〕』(有斐閣、2023) 62・63 頁。なお、該当部分では「価値の増加」に関して記述されている点については、外貨取引には該当しないものと考えられる。

否かが争われた Cottage Savings 事件最高裁判決⁽⁸⁴⁾において、資産の交換は交換された資産が実質的に異なる場合に限り、資産の処分に該当する。それぞれの所有者が異なる種類又は範囲の法的権利を享受している場合には、実質的に異なる場合に該当すると判示されている⁽⁸⁵⁾⁽⁸⁶⁾。

これを外貨取引に当てはめる。ドルをユーロに換えた場合には、ドルがユーロに換わることにより、ドルを有していたことにより発生する利子類似の為替差損益がその性格を失うことから、当該為替差損益は実現するものと考えられ、ドルの所有権がユーロの所有権に変わることにより法的権利の性質は変わっており、所得は実現するものと考えられる。

(4) 小括

上記（1）から（3）までを踏まえると、所得税法は、資産が何か別の資産に実質的に換わったときを捉えて課税することを前提に規定されているものと考えられる。このように考えると、第 3 章第 2 節の令和 4 年東京地裁判決も、所得の実現につき、上記（1）から（3）までの考え方のうち、特に上記（3）イの「資産が別のものに形を変えてその大きさを測れるようになる」及び上記（3）ニの「資産が法的に異なることとなる」ことを、ドルの「為替変動リスクに影響されなくなる」と表現したのではないかとも考えられる。

(84) Cottage Savings Association v.Comissioner, 499 U.S. 573(1991)。

(85) 平成 28 年 8 月 8 日裁決（国税不服審判所平成 28 年 8 月 8 日裁決事例集 104 集 104 頁）においても「外貨建借入金の借換えの際、当該外貨建借入金の借入時の円換算額と返済時の円換算額との差額が為替差損益として計算されるが、この為替差損益については、外貨建借入金の元本について、一定の基本的な借入契約に定められた条件に基づき、引き続き同一の金融機関に同一の外国通貨で借換えが行われた場合のように、借換えの前後における外貨建借入金の内容に実質的な変化がない場合には、その際に計算される為替差損益は、単に評価上のものに過ぎないから、当該為替差損益は所得として実現しておらず、課税の対象となる収入として認識しないこととなる。」とし、実現は、実質的な変化があるかどうかにより判定すべきとしている。

(86) 令和 7 年東京地裁判決では、資産状態の実質的な変化があったことから、所得が実現するものと判断されている。

第5節 為替差損益の計算における取得原価の計算方法

1 現行の取扱いの概要

国税庁のホームページにおける質疑応答事例⁽⁸⁷⁾によると、外貨の取得が複数回ある場合の為替差損益の計算における取得原価の計算方法については、所得税法施行令118条1項の規定、つまり、いわゆる総平均法に準ずる方法に準じて計算するのが相当とされている。

また、第3章で整理した裁判例においても、外貨の取得が複数回ある場合の為替差損益の計算における取得原価の計算方法については、総平均法に準ずる方法によって算定するのが合理的であると判示されている。

2 筆者の評価・私見

為替差損益の計算における取得原価の計算方法については、上記1のとおり、法令上の規定がない中では、「総平均法に準ずる方法」によって算定することが合理的であるとは考えられる。

しかしながら、第3章で整理した裁判例は、いずれも納税者が無申告であった為替差損益について、国税当局が外貨の取得が複数回ある場合の為替差損益の計算における取得原価の計算方法については総平均法に準ずる方法によって算定すべきとして更正したものであり、また、いずれも取得原価の計算を原則として総平均法により計算する暗号資産に関する所得税法の改正後の規定の施行前の課税年分の所得税に関するものであった。

よって、暗号資産に関する取得原価の計算方法が施行された後（令和元年分以後）の所得税について、仮に納税者が為替差損益の計算における取得原価の計算方法を総平均法により計算して確定申告をした場合に、国税当局が外貨の取得が複数回ある場合の為替差損益の計算における取得原価の計算方法については、所得税法に何らの規定もない中で、総平均法に準ずる方法

(87) 国税庁ホームページ質疑応答事例・前掲注(16)。

によって算定すべきとして更正をすることが可能かどうかは不明確である。

このほかに、外貨を贈与又は相続により取得した場合（特に非居住者からその非居住者が居住する国の通貨を居住者が贈与又は相続により取得した場合）及び非居住者期間中にその居住する国の通貨を所持していた者が、日本に入国し、日本の居住者となった場合など、取引によらずにそれまで所有していた自国通貨が外貨に変わってしまう場合がある。この場合には、自国通貨からは為替差損益が生じないことから、取得原価は計算していないであろう。このように、自国通貨から外貨に変わった場合に、取得原価を当初取得時の価額により計算するべきか否かという問題は、自国通貨から外貨に変わるというようなことが生じない株式や暗号資産とは異なり、所得税法に何らの規定もない中で、論点になるものと考えられる。

第6章 為替差損益の課税に関する改正案の提言

ここまで、為替差損益の課税について整理してきたが、①所得区分につき、為替差損益は外貨の価値の変動ではないことから雑所得に該当する、②課税時期につき、外貨が別の資産に換わった時点を捉えて所得の実現を観念して課税する、③取得原価につき、総平均法に準ずる方法により計算するという現行の課税実務は、裁判例においてもおおむね肯定されており、本稿において検討したところでも、妥当であるとの結論となった。

他方、為替差損益に関する課税につき、法令上規定すべきとの論説もあるほか、第5章第5節で述べた自国通貨が外貨に変わった場合などの外貨の取得原価の計算方法についての論点もあることから、現行の所得税法の規定との横並びを踏まえて所得税法に規定する際の論点を整理し、考えられる改正案を提言する。

第1節 為替差損益の所得区分

1 基本的な考え方

為替差損益の所得区分については、為替差損益が、何所得に該当するとの規定がない中で、所得税法23条から35条のいずれの所得に該当するかという問題であり、基本的には、①雑所得に該当すると認められるものにつき、あえて雑所得に該当することを明確化するために法令に規定することは適当ではなく、②他方、譲渡所得に該当するものにつき、雑所得に該当するものと規定し、所得区分を変更することは、租税回避などの課税上の弊害がない以上、適当ではないと考える。

2 現行法における所得区分に関する規定の整理

所得税法又は租税特別措置法に、何らかの事項を規定することを考える際には、当該事項を条文に規定した場合におけるこれらの法律の条文の規定と

の整合性が必要となるものと考える。

そこで、現行所得税法及び租税特別措置法において所得区分に関して規定している条文を整理すると、おおむね、次のとおりであり、所得税法上いずれの所得に該当するかわからない（不明である）ため、何所得に該当するというように法令上、所得区分を明確化している規定は見当たらなかった⁽⁸⁸⁾。

- ① 実質的な所得の性質に沿った所得区分に変更するもの【みなし配当⁽⁸⁹⁾など】
- ② 税負担を軽減するためなど、政策的に所得区分を変更するもの【特定のストック・オプション⁽⁹⁰⁾（租税特別措置）など】

3 改正案の提言

上記 2 を踏まえると、現行の課税実務に整合しないが、仮に、為替差損益が、「資産の譲渡による所得」であるから、譲渡所得に該当することが明らかなのであれば、上記 2 ①の横並びで、為替差損益の実質的な性質が利子に類似するため、譲渡所得として課税することは適当ではなく、雑所得として課税する旨を所得税法に規定することは、理論的には考えられる。

しかしながら、本稿における検討によると為替差損益は、雑所得に該当し、課税実務と整合している。また、今回整理した現行所得税法との横並びや株

(88) 公的年金等（所得税法 35 条）や生命保険契約等に基づく年金（所得税法施行令 183 条。後述第 4 節参照。）など、計算規定などで何所得と規定されている例はある。また、所得税法上、雑所得は、バスケットカテゴリーであり、立法で積極的に雑所得として区分することは通常は考えていないかもしれない（ただし、租税特別措置法で手当する例はある）との指摘（泉・前掲注(35)30 頁。）、雑所得とは他のいすれにも分類されない所得区分をいい、積極的にその性質付けをしづらいものであるから、雑所得として指定されるのは、公的年金等極めて限られた場合であつて、そこには政策的な意図があるとみるとできようとの指摘（酒井克彦「特定外国子会社等の「適用対象金額」の計算（上）－タックス・ヘイブン対策税制をめぐる諸問題(1)』『月刊税務事例』(Vol.46 No 7) 2014.7・5 頁（財経詳報社、2014。））がある。

(89) 形式的には法人の利益配当ではないが、実質的に利益配当に相当する法人利益の株主等への交付につき、経済的実質を踏まえ、配当所得として課税する（所得税法 25 条）。

(90) 一定の要件を満たすストック・オプションにつき、権利行使時には課税を行わずに、株式の譲渡時まで課税を繰延べるとともに権利行使益+株式譲渡益につき株式譲渡益として課税する（租税特別措置法 29 条の 2）。

式及び暗号資産についても所得区分は法令には明確に規定されておらず、取得原価の計算方法の規定の中で、該当すると考えられる所得区分が規定されていることから、為替差損益についても明確化のために所得区分を規定する必要性は低いと考えられる。さらに、暗号資産に関する規定も、所得区分を明確にするために所得税法に規定している例がないという同じような状況であったため、所得区分は何であると規定しているのではなく、取得原価の計算方法の規定の中で考えられる所得区分が規定されている。つまり、暗号資産については、所得税法として予定している所得区分が規定されているものと考えられる。

この点については、第 3 章第 1 節の令和 5 年東京地裁判決も、「暗号資産につき、その譲渡原価等の計算及びその評価の方法を定める法（筆者注：所得税法）48 条の 2において、暗号資産の譲渡により生じた利益が事業所得又は雑所得に該当することを前提にその必要経費に算入する金額を定める旨定めているのも、かかる理解に基づくものと解することができる。」と判示するなど、裁判所からも、所得税法は、暗号資産の譲渡による所得が事業所得又は雑所得に該当することを前提に定めていると評価されており、為替差損益についても、暗号資産と同様に、取得原価の規定の中で考えられる所得区分を規定することで、十分なのではないかと考える⁽⁹¹⁾。

(91) 論説などにおいて、為替差損益の所得区分の明確化を求める意見も見受けられることや通達により「金銭債権」を譲渡所得の基となる資産から除外していることの租税法律主義との関係も踏まえれば、所得税法 33 条 1 項の「資産」から「金銭債権」、「外貨」及び「暗号資産」などを除く旨を規定し、これらの資産はそもそも譲渡所得の対象となる資産ではない旨を所得税法に規定することも考えられる。しかしながら、この改正を行った場合には、資産という用語に「金銭債権」、「外貨」及び「暗号資産」が含まれることを前提とした規定となるところ、法人税法 22 条 2 項に所得税法 33 条 1 項と類似の規定があるなど、他の規定との整合性が必要となるため、このような改正には慎重な検討が必要であると考えられる。

また、所得税法 33 条 2 項と同様に、「為替差損益は、譲渡所得に含まれないものとする。」とする規定を置くことは、為替差損益はそもそも資産の譲渡による所得ではないため、譲渡所得に該当しないとする本稿の整理と整合しない。

第 2 節 為替差損益の課税時期

1 基本的な考え方

所得税法における各種所得の課税時期については、その年において収入すべき金額とする権利確定主義による旨が同法 36 条 1 項に定められている。しかしながら、学説も「どのような場合に権利が確定するとみるかは所得税法上細目の規定がなく、法令解釈に委ねられている部分が多い。各所得ごとの権利確定の時期については所得税基本通達で、行政庁の解釈が示されているのみであり、取引ごとに「権利確定」を判断していくことになる。」⁽⁹²⁾など、権利の確定時期は法令の規定がないため、具体的な取引ごとに個別に判断していく必要があるとされている。

よって、所得が実現していると判断される事項について、あえて所得が実現したと所得税法に規定することは適当ではない。

また、所得税法 36 条は、別段の定めがあるものを除くこととされていることから、法律に別段の定めを規定することにより、課税時期を変更することは可能である。

しかしながら、所得税法が、課税時期の原則として同法 36 条を規定している以上、この権利確定主義は、同法の根幹に関わる本質的なものであり、法令的に権利確定主義を排してまで課税時期を変更することは、課税時期の変更をしなければ所得税の本質が損なわれる場合か、よほど強い政策的な要請がある場合に限られるべきであると考える。

2 現行法における課税時期に関する規定の整理

現行所得税法又は租税特別措置法⁽⁹³⁾において、課税時期に関して規定している条文を整理すると、所得税法 36 条の権利確定主義の例外として課税時期を変更している規定は、次のような類型に限られており、⑥を除き、課税時期が不明であるから明確化していると整理できるものは見当たらなかつ

(92) 栗原・前掲注(28)29 頁。

(93) 國際課税関係を除き、所得税に関する部分。

た。

- ① 課税技術上の要請によるもの【農産物収穫基準⁽⁹⁴⁾】
- ② 課税逃れの防止（課税の適正化）を図るもの【国外転出時課税⁽⁹⁵⁾】
- ③ 会計上の要請も踏まえ、所得の平準化を図るもの【工事進行基準⁽⁹⁶⁾】
- ④ 記帳能力に配慮した簡便化のためのもの【小規模事業者の現金主義⁽⁹⁷⁾】
- ⑤ 税負担の公平化を図るもの【退職所得の収入の時期の特例⁽⁹⁸⁾】
- ⑥ 計算規定を伴った課税時期の明確化を図るもの【リストリクテッド・ストック⁽⁹⁹⁾】
- ⑦ 政策上の要請等に基づき課税を繰り延べるもの【土地の交換等の課税の繰延べなど⁽¹⁰⁰⁾】

- (94) 農業を営む居住者が農産物を収穫した場合には、その収穫した時における当該農産物の価額に相当する金額は、その者のその収穫日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する（所得税法 41 条）。自家消費があった場合の所得金額の計算が困難であるため、農産物を収穫する場合には、その収穫した時における農産物の価額によって総収入金額を計算する。
- (95) 巨額の含み益を有する株式を保有したまま国外転出し、キャピタル・ゲイン非課税国において売却することによる課税逃れを防止する観点から、国外転出時点の未実現の所得（含み益）に国外転出前の居住地国で課税する（所得税法 60 条の 2）。
- (96) 工事進行基準の方法により計算した金額を、総収入金額及び必要経費に算入する（所得税法 66 条）。長期大規模工事については、所定の工事進行基準により経理することが会計処理の基準に適うことから、工事進行基準の方法により収入計上しなければならないこととされている。
- (97) 小規模事業者はその業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる（所得税法 67 条）。収入金額は、発生主義（権利確定主義）により計上すべきであるが、小規模事業者については、現金主義により計上することができます。
- (98) 一の勤務先を退職することにより二以上の退職手当等の支払を受ける権利を有することとなる場合には、その者の支払を受ける当該退職手当等については、これらのうち最初に支払を受けるべきものの支払を受けるべき日の属する年における収入金額として所得税法 30 条の規定を適用する（所得税法施行令 77 条）。同額の退職金を一度に支給される場合と比べて、年税としての所得税の負担に差異が生じないように本規定が設けられている。
- (99) リストリクテッド・ストック（一定期間の譲渡制限が付された現物株式で報酬として付与されたもの）及びストック・オプション（株式を取得する権利）（所得税法施行令 84 条）。リストリクテッド・ストックは従来（改正前）の取扱いを踏まえた収入金額算入時期の明確化及び収入金額自体を定めている。
- (100) 土地の交換、組織再編制など多数。

3 改正案の提言

上記 1 の基本的な考え方で述べたとおり、基本的には、為替差損益の課税時期を所得税法に規定する必要性は低いものと考えられる。

仮に、外貨を他の外貨に換えた際の所得が実現しないというのであれば、外貨を他の外貨に換えた際の所得が実現するとして法令により変更することが考えられるが、課税時期の変更であり、租税回避への対応でもない限り、適当ではない。

しかしながら、明確化すべきとの論説における主張も踏まえて検討すると、本件為替差損益は、上記 2 ⑥、特にリストリクテッド・ストックに近い状況にあるものと考えられる。本稿における検討のとおり、外貨を他の外貨に換えた際の所得の実現に疑義がないのであれば、上記 2 ⑥並び⁽¹⁰¹⁾で、明確化のために法制上の措置を行うことは可能であると考えられる。

例えば、所得税法施行令に、「個人が外貨建取引により金銭以外の物又は権利その他経済的な利益（以下「外貨建取引取得資産等」という。）の取得をした場合（本邦通貨により外貨建取引取得資産等を取得した場合を除く。）における当該外貨建取引取得資産等に係る所得税法 36 条 2 項（収入金額）の価額は、当該取得をした時における外貨建取引取得資産等について所得税法 57 条の 3 第 1 項（外貨建取引の換算）の規定により換算した価額による。」といった規定を設けることが考えられる。

ただし、株式及び暗号資産の譲渡について、課税時期は法令に規定されておらず、外貨の特殊性を踏まえても、為替差損益についてのみ、所得税法に課税時期を規定することは、バランスを失すこととなる可能性は否定できない。

(101) リストリクテッド・ストックについては、「今後我が国においても現物株式を報酬として付与するケースが生じてくることが見込まれることから、個人が報酬として譲渡制限付株式を交付された場合の総収入金額への算入時期等について法令上明確化が図られ」た旨（財務省「平成 28 年度 税制改正の解説」126 頁（2016））の説明がなされており、法令上の明確化であると整理されている。

第 3 節 為替差損益の計算における取得原価の計算方法

1 基本的な考え方

為替差損益の計算における取得原価の計算方法については、第 3 章で整理した裁判例の判示にもあるとおり、法令の規定がない中では、「総平均法に準ずる方法」によって算定するのが合理的であると考えられる。

しかしながら、第 5 章第 5 節で指摘したとおり、仮に、納税者が為替差損益の計算における取得原価の計算方法を例えば「総平均法」により計算して確定申告をした場合に、当該計算方法につき、法令の規定がない中で「総平均法に準ずる方法」によって算定すべきとして更正をすることが可能かどうかという論点があるところ、当該更正をすることができなければ、総平均法に準ずる方法で申告した者との課税の公平に反すると考えられる。

よって、株式及び暗号資産についても、取得原価の計算方法は、法令に明確に規定されており、第 1 節で検討した所得区分の問題への対応ともなることから、為替差損益の計算における取得原価の計算方法を総平均法に準ずる方法で計算することを法令に規定し、その中で、該当すると考えられる所得区分（事業所得又は雑所得）も規定することが適当であると考えられる。

この際には、第 5 章第 5 節で指摘した外貨を贈与又は相続により取得した場合など、自国通貨が外貨に変わってしまうことがあるという外貨特有の問題についても対応するため、このような場合の外貨の取得原価の計算方法を法令に規定するべきであると考える。この点につき、以下、検討する。

2 自国通貨が外貨に変わった場合の取得原価の計算方法の考え方

上記 1 で指摘した外貨を贈与又は相続により取得した場合の外貨の取得価額について、現行所得税法の規定を前提に解釈すると、所得税法 67 条の 4（贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算）の「居住者が贈与、相続等により利子所得、配当所得、一時所得又は雑所得の基となる資産を取得した場合における当該資産に係る利子所得の金額、配当所得の

金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算については、別段の定めがあるものを除き、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなして、この法律の規定を適用する。」との規定により、贈与者又は被相続人の取得価額が受贈者又は相続人の取得価額となるとも考えられるが、筆者としては、基本的には次のように計算すべきではないかと考えている。

例えば、米国居住者が所有していた米ドル（自国通貨）が、相続などにより日本居住者に移転した場合（米ドルが自国通貨から外貨に変わる場合）は、米国居住者が所有していれば課税の対象外であった（そもそも所得ではなかった）米ドルに係る為替差損益につき、相続などにより日本居住者が米ドルを取得し、その後円転したからといって、米国居住者が米ドルを取得した際の為替レートにより日本居住者の米ドルの取得価額を計算して、相続などの前から米ドルの為替差損益が発生していたかのように課税を行うことは適当ではないと考えられる。よって、このような場合の米ドルの取得価額は相続時の為替相場により取得したものとして計算することが適当ではないかと考えられる⁽¹⁰²⁾。

なお、この 2 と下記 3 については、現行法における筆者の解釈を示したものではなく、今後、法令に規定する際の一つの考え方の整理を示している。

3 自国通貨が外貨に変わった場合の取得原価の計算方法の整理

具体的には、次のような場合分けが考えられるところ、それぞれ、次のように整理することが適當ではないかと考えている。なお、事例の簡略化の観点から、米国居住者並びに米ドル及びユーロを代表例として記載している。

（1）日本居住者 A から贈与又は相続により日本居住者 B が米ドル（ユーロも同様）を取得し、その後日本円に換えた場合〔外貨⇒外貨の場合〕

日本居住者 B が贈与又は相続により取得した米ドルを日本円に換えた

(102) 米国居住者本人も、米ドルの取得価額（例えば、米国居住者が勤務先である米国の会社から米ドルで支払を受けた給与のその当時の円換算額）を把握していないことが通常あると考えられる。

場合には、日本居住者Aで課税すべき米ドルの為替差損益を含めて課税すべきであると考えられることから、日本居住者Aの取得価額を引き継ぎ、日本居住者Bの取得価額とすることが適當ではないか。

- (2) 米国居住者Aから贈与又は相続により日本居住者Bが米ドルを取得し、その後日本円に換えた場合〔自国通貨⇒外貨の場合〕

日本居住者Bが贈与又は相続により取得した米ドルを日本円に換えた場合であっても、米国居住者Aの取得時から贈与又は相続までにおいて、Aには米ドルの為替差損益が生じないことから、元々生じていない米ドルの為替差損益を日本居住者Bに課税すべきではないとも考えられるため、贈与又は相続時のレートによる米ドルの価額を日本居住者Bの取得価額とすることが適當ではないか。

- (3) 米国居住者Aから贈与又は相続により日本居住者Bがユーロを取得し、その後日本円に換えた場合〔外貨⇒外貨の場合〕

日本居住者Bが贈与又は相続により取得したユーロを日本円に換えた場合には、米国居住者Aで課税すべきユーロの為替差損益を含めて課税すべきであることから、米国居住者Aの取得価額を引き継ぎ、日本居住者Bの取得価額とすることが適當ではないか。【(1)と同様】

- (4) 米国居住者Aが米ドルを所有したまま日本の居住者となった後、円に換えた場合〔自国通貨⇒外貨の場合〕

Aが日本の居住者となった後に米ドルを日本円に換えた場合であっても、Aの取得時から日本への入国までにおいて、Aには米ドルの為替差損益が生じないことから、元々生じていない米ドルの為替差損益を課税すべきではなく、日本への入国時（日本の居住者となった時）のレートによる米ドルの価額をAの取得価額とすることが適當ではないか。【(2)と同様】

- (5) 米国居住者Aがユーロを所有したまま日本の居住者となった後、日本円に換えた場合〔外貨⇒外貨の場合〕

Aが日本の居住者となった後にユーロを日本円に換えた場合、Aで課税すべきユーロの為替差損益を課税すべきであることから、Aのユーロ取得

時の取得価額とすることが適當ではないか。【(1) 及び (3) と同様】

(6) 小括

上記 (1) から (5) までをまとめると、次の表のとおり、整理できる。

(表) 贈与若しくは相続又は移住後に、当該通貨を円転した場合の当該通貨の取得価額の考え方の整理 [米ドル又はユーロを贈与等により取得した場合等]

	米ドル	ユーロ
日本居住者 A ⇒ 日本居住者 B (贈与又は相続)	A の取得価額 【上記 (1)】	A の取得価額 【上記 (1)】
米国居住者 A ⇒ 日本居住者 B (贈与又は相続)	贈与又は相続 時の価額 【上記 (2)】	A の取得価額 【上記 (3)】
米国居住者 A ⇒ 日本居住者 A (移住)	移住時の価額 【上記 (4)】	当初の取得価額 【上記 (5)】

4 改正案の提言

為替差損益の計算における外貨の取得原価の計算方法を総平均法に準ずる方法で計算することを法令に規定し、その中で、該当すると考えられる所得区分（事業所得又は雑所得）も併せて法令に規定することが適當であると考えられる。

また、自国通貨が外貨に変わった場合の外貨の取得原価の計算方法も法令に規定する必要があると考えられる。この際には、例えば、上記 3 で整理した内容を法令に規定することが考えられる。

第 4 節 所得区分等を包括的に規定する案

第 1 節から第 3 節までの検討を踏まえると、所得税法に所得区分、課税時期及び取得原価の計算方法を包括的に規定することも考えられる。この場合には、所得税法施行令 183 条から 186 条までの生命保険契約等に基づく年金等に係る所得の計算に関する規定⁽¹⁰³⁾が参考となる。

例えば、所得税法施行令 183 条 1 項は、生命保険契約等に基づく年金のその支払を受ける年分の当該年金に係る雑所得の金額の計算については、次に定めるところによるとした上で、①当該年金の支払開始の日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剩余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入するとし、②その年に支払を受ける当該年金の額に、当該年金の支払総額のうちに当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額の占める割合を乗じて計算した金額をその年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入することを規定している。

為替差損益についても同様に、例えば、外貨建取引により金銭、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益（以下「外貨建取引取得資産等」という。）を取得した場合（本邦通貨により外貨建取引取得資産等を取得した場合を除く。）におけるその年分の当該外貨建取引取得資産等に係る雑所得（又は事業所得）の金額の計算については、次に定めるところによるとした上で、①当該外貨建取引取得資産等を所得税法 57 条の 3 第 1 項（外貨建取引の換算）の規定により換算した価額は、その年分の雑所得（又は事業所得）に係る総収入金額に算入するとし、②外貨建取引取得資産等の取得をするために支出又は供与をした金銭、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益（以下「外貨建取引支出資産等」という。）の価額をその年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入することを規定する。

(103) これらの規定は、特別な計算規定であると整理されている（武田昌輔監修『コメントナール×所得税務釈義 Digital（令和 6 年度版）（コメントナール所得税法 2 卷）』2672 頁（第一法規）
(https://zei-ptl.d1-law.com/cgi-bin/D1WP_KAIZEI/D1WPkzHonbunTop.exe?t=144183656360)（令和 7 年 6 月 1 日最終閲覧）。

なお、この場合にも、自国通貨が外貨に変わった場合における外貨建取引支出資産等の価額について、第3節で整理したような取得原価の取扱いを法令に規定することが適当である。

第5節 将来的な為替差損益の課税方法

個人における外貨の購入、特に外貨預金は、株式や投資信託に対する投資と同様に金融商品に対する投資として行われているケースも多いものと考えられる。

また、外貨建てでの株式等の譲渡による所得は、その譲渡の際に為替差損益も含めて譲渡所得として、金融所得課税の一体化の対象に含まれてしまっている。

さらに、現行所得税法では、為替差損益に関する支払調書制度が整備されておらず、国税当局における所得把握が不十分である可能性がある。また、外貨の取得原価の計算も納税者本人が行わなければならないが、繰り返して取引を行った場合などには、総平均法に準ずる方法により、ある程度複雑な為替差損益の計算が必要となっている。

このような状況を踏まえれば、将来的には、外貨の購入、特に外貨預金の為替差損益を金融所得課税の一体化の対象として、株式や投資信託の譲渡益等と同様に分離課税とし、外貨預金の為替差損益についても特定口座において金融機関が所得（為替差損益）計算を行い、特定口座年間取引報告書の対象とすることにより、課税の適正化と納税者利便の向上に資することとなるものと考えられる。また、個人の「為替差損について損益通算ができない⁽¹⁰⁴⁾

(104) 昭和43年度改正により雑所得の損失は損益通算できないこととされた。その理由としては、「もともと雑所得は事業所得や給与所得のような典型的な所得分類に入らない所得を包括する分類であり種々の態様のものを含んでいるものの、全体としてみた場合は必要経費がほとんどかからないか、かかっても収入を上回ることのないものが大部分であってこれらについては通算の実益がなく、また、その他の種類の所得である程度支出を伴うものについても、その支出内容に家事関連費的な支出が多いのが実情であって、これについて損益通算を存置する場合にはかえって本来の所得計算のあり方について混乱を招くおそれもあると考えられる。」とされている（武田昌輔監修『コンメンタール×所得稅務釈義 Digital（令和6年度版）（コンメンタール所得稅法3巻）』4522頁（第一法規）（<https://zei-ptl.d1-law.com/cgi-bin/>）

(105) ことも、為替差損益を金融所得課税の一体化の対象とすることで、一体化された金融所得内での為替差損の通算を可能とすれば、一定程度解決できるものと考えられ、国民からの納得感も得られるものと考えられる⁽¹⁰⁶⁾。

bin/D1WP_KAIZEI/D1WPkzHonbunTop.exe?t=1744183656360) (令和 7 年 6 月 1 日最終閲覧)。昭和 43 年度改正は、当時、国税庁が国会議員の政治献金による収入を雑所得の収入と解釈してその収支計算の結果の申告を求めたところ、多数の議員から政治活動に多額の費用がかかったとして雑所得の赤字を申告し、その赤字を歳費（給与所得）と通算して歳費に係る源泉所得税の還付を請求した事件が起こり、マスコミに大きく取り上げられたことが契機とされている（注解所得税法研究会『六訂版注解所得税法』（大蔵財務協会、2019）1172 頁）。

(105) 政府税制調査会の中期答申においても「雑所得の中に性質の異なる所得が混在する状況に鑑みれば、他の所得区分と類似の性質を持った所得については同様の扱いとすることを検討するなど、損益通算のあり方を含め、経済実態に沿った整理をしていくことが必要と考えられます。」とされている（税制調査会令和 5 年 6 月「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」101 頁）。

(106) 金融所得課税の一体化を行う優先度は、デリバティブ、国内預金の利子の方が高いかもしないが、外貨預金の為替差損益を金融所得課税の一体化の対象とすれば、対象とした外貨預金の為替差損益については、課税上における為替差損益の所得区分の問題はなくなる。

おわりに

本稿では、為替差損益に対する所得税の課税について、所得税等における法令の規定がない中で、①所得区分の問題、②課税時期の問題及び③取得原価の計算方法の問題の 3 点について、現在の国税庁における課税実務及び裁判例における判示に対する批判的な論説も見受けられることから、所得税等における法令の規定に整合しているかどうかの検討を行ったところ、整合していると評価できるとの結論が得られた。

よって、為替差損益に対する所得税の課税について、所得税法等に規定する必要性や緊急性は必ずしも高いとまでは言えない。

しかしながら、法令上の手当てを行うべきとの論説も見受けられることも踏まえ、以下のとおり、個別に法令に規定する際の案を提示した。

- ① 所得区分の問題については、下記③の取得原価の計算方法を法令に規定する中で考えられる所得区分（事業所得又は雑所得）を法定する。
- ② 課税時期の問題については、リストリクテッド・ストックに関する規定（所得税法施行令 84 条 3 項）と同様に、法令上、明確化する。
- ③ 取得原価の計算方法について、為替差損益は事業所得又は雑所得に該当することを前提に総平均法に準ずる方法により計算すること及び自国通貨が外貨に変わった場合の取得原価の計算方法に関する規定を法定する。

最後に、本稿では、為替差損益に対する現在の所得税の課税実務は、所得税等における法令の規定に整合していると結論付けたが、現行の課税実務に対する批判的な見解など、様々な考え方があり得るものと考えられる。よって、為替差損益に対する所得税の課税については、今後の裁判例や学説における議論も踏まえ、法制化の検討がなされることが期待されるが、本稿がその検討における一助にでもなれば幸いである。